

東林黨考(二)

——その形成過程をめぐって——

小野和子

はしがき

一 言路とは何か

二 官守と言責

三 監察權の獨立性

四 申時行批判の展開

(1) 密揭暴露

(2) 洮河の變

(3) 董份の存問

五 國是と衆論

六 朋黨の是認

むすび

はしがき

私はすでに別稿『萬曆邸鈔』と『萬曆疏鈔』(『東洋史研究』三十九卷四號 以下論文(1)と略稱)において、この二つの書物の編纂者と編纂の經過について述べた。すなわち從來撰者不明とされてきた『萬曆邸鈔』(以下『邸鈔』と略稱)の編纂者はじつは錢一本である。彼は黃宗羲の『明儒學案』中の「東林學案」に名を連らねる人物で東林書院と深い關係にあったばかりでなく、東林黨を中心とする當時の政局の動きに深い關心を寄せていた。そこで萬曆元年以來、各年度の重要な記事を取り上げ、關連する邸鈔(官報)を抄録して、編年體の萬曆時代史とでもいふべきものを編纂したのである。

一方『萬曆疏鈔』（尊經閣文庫藏、以下『疏鈔』と略稱）は、自から東林黨人を以て任ずる吳亮の主編に成ったものであった。東林黨の指導者顧憲成と錢一本が序文を寄せたほか、東林黨の中核的メンバー數人がこの編纂と刊行に關與している。萬曆三十年代のなかば、あたかも李三才をめぐる論争が開始されようとする時のこと、邸鈔すらも一時禁止されるなかで、彼らが重要とする萬曆年間の奏疏を編纂して「言路の開通」を主張したものであった。その奏疏の多くは、政府當局が公開を望まなかったものである。彼らはそれらを編纂することによって自らの政治的立場をあきらかにし、宣傳鼓吹の用とするともに、歴史にその事實をとどめようとしたのである。

したがってこれら二つの書物は、彼らが何ゆえに東林黨に結集し、あれほどまでにはげしい黨争を挑んでいったかを考える上での絶好の材料を提供するものといえよう。

最近の日本の學界では、郷紳論の影響下に、東林黨が地域社會との關連で論ぜられることが多い。溝口雄三氏の大作「いわゆる東林派人士の思想——前近代期における中國思想の展開」（『東洋文化研究所紀要』第七五冊）もそうであって、郷紳論は従來の東林黨研究に新しい視野を開くものであった。たしかに東林黨の黨争がたんなる派閥間の争いではなく、商品經濟の展開・資本主義の萌芽・大土地所有の發展といった當該の歴史段階に於ける新たな社會經濟的状況の反映であったとするならば、東林黨人の地域社會におけるあり方をあきらかにすることは、東林黨にアプローチする極めて有効な手段であるだろう。私自身もいづれそのような觀點から東林黨を考えてみたいと思っている。

しかしそれと同時にこの黨争の主要な側面が、地方レベルのそれではなく、中央の政局をめぐるの激烈な權力闘争にあったことも、當然ながらなおざりにされてはならないだろう。何が中央の政界をあれほどまでに分裂させていったのか。その黨争がどのような形で展開されていったのか。黨争を通じて彼らは誰を批判し、何を主張しようとしていたのか。黨の實體はいったい何であったのか、などなど。

そこで本稿は『邸鈔』と『疏鈔』を主たる資料としながら、別稿「東林黨と張居正——考成法を中心に——」（『明清時代の政治と社會』一九八三、以下論文(2)と略稱。）に續くものとして、ポスト張居正の時代を考えてみたい。萬曆十年代から二十年代初期、首輔の名でいえば、申時行・王錫爵らの時期がその對象となる。このばあい、『疏鈔』が大きなテーマとして掲げた所の言路の問題を中心に据え、廣いみでの言路と内閣の對立を軸としながら、時代を追って東林の側から政治史を再構成してゆくという方法をとりたい。それによって東林黨の形成過程が政治的に跡づけられると思うからである。なお引用する上疏は、『邸鈔』、『疏鈔』ともに収録されている場合には、『疏鈔』をとった。『邸鈔』は抄録であることが多いためであるが、その抄録の仕方に彼らの問題意識が投影されていて學ぶことが多かった。

一 言路とは何か

まず『萬曆疏鈔』が主張した「言路を開く」という場合の言路とは何であったかということから始めよう。

言路とは文字通り言論のパイプをいみするものだが、この言論は言論一般ではなく、本來、言官の言論をいみするものであった。言官とは、明代、給事中及び御史を指す。

そもそも、唐宋以前の中國の制度では、政治に對する監督を任務として、給事中と御史の二つの系統があった。すなわち給事中は君主の政治に對して意見を申し述べて政府を監督するのに對し、御史は専ら紀綱を肅正し官僚を糾察する責任を負う。給事中は門下省に屬し、御史は御史臺に屬している。給事中は「言」をつかさどる者として言官もしくは諫官とよばれ、御史は「察」つまり糾察をつかさどるものとして察官とよばれて、兩者のあいだには截然たる區別があった。しかし宋代になって君主權が強化されると、御史・給事中ともに多くは兼職となつて、その政治に對する批判的機能は失な

われた、といわれている。^①

これに對して、明代の制度ではどうか。以下『明史』職官志によりつつ、明代の監察制度についてかんたんに述べておこう。^②

まず給事中についていうならば、唐宋の制度では給事中は門下省に屬したのであるが、明では門下省が廢止されたために、六科として獨立することになり、しかもその權限は非常に重いものとなった。『明史』職官志三はその職掌の範圍について以下のようにいう。

六科は侍從・規諫・補闕・拾遺・六部百司を稽察することを掌どる。凡そ制敕の宣行には大事は覆奏し、小事は署して之を頒つ。失あれば封還し執奏す。凡そ内外たてまつる所の章疏が下されるれば、分類して抄出し、參（考意見を）署して部に付し其の違誤を駁正す。

すなわち、六科は、天子の侍從の臣として、政治全般にわたって監察を行なうと共に、詔書の封駁という極めて具體的な任務をもつ。皇帝の詔書や臣下のたてまつった奏疏のうち、皇帝によって批准せられたものは、六科を通じて公布され、あるいは分類して抄寫され、行政機關たる六部に送られるのであるが、この場合、内容に問題があれば、これを反駁し訂正をもとめる權限がある。これを科參もしくは抄參という。彼らの反駁は相當な拘束力をもち、六部でさえ容易にこれに抵抗することはできなかった。顧炎武『日知錄』九 封駁は次のようにいう。

明代、門下省の長官を罷むと雖も獨り六科給事中のみを存して以て封駁の任を掌らしむ。旨あらば必ず科に下す。其の便ならざる者あれば給事中駁正して部に到る。之を科參と謂う（抄出して之を駁し、抄出して之を寢むと曰うが如きは是なり）。六部の官も敢えて科參に抗して自から行なう者なし。故に給事中の品は卑しと雖も權は特に重し。

六科は君主の決定に問題がある場合にはこれを君主に指摘して君主にさし戻し、或いはその奏疏を奉った六部にさし戻

して變更を求めることができる。それが政策の内容にかかわるものであったとすれば、あきらかに一種の拒否権であるといえよう。このような重大な権限をもちながらも、給事中の品秩は極めて低かった。各科の責任者たる都給事中（掌科ともいう）で正七品、左右給事中で從七品、各科給事中で從七品である。これは品秩を卑しくすることによって、給事中が個人の一身一家を愛惜し、政治批判を回避することのないようにするためであった。身分が卑しければかえって發言は自由である。このように給事中は、皇帝の意志決定の過程に具體的に關與することによって政治に對する發言權を行使し得たのである。

また各科はそれぞれの科に對應した六部の行政について責任をもって監察を行なう。

吏科（都給事中一人、左右給事中一人、給事中四人）。凡そ吏部が引選すれば則ち掌科（都給事中）がともに御前に至り旨を請う。外官は文憑を領すればみな先に科に赴き、畫字す。内外官は考察に自陳せるの後則ち各科とともに具奏す。（大計の）拾遺には其の不職なる者を糾す。

戸科（都給事中、左右給事中については以下すべて右に同じ。給事中八人）。光祿寺の歲入の金穀、甲字等の十庫の錢鈔雜物を監（察）し、各科と兼せて之に洩む。皆三月にして代る。内外、田土を陳乞し、隱占して侵奪する者あれば之を糾す。

禮科（給事中六人）。禮部の儀制を監訂す。凡そ大臣のかつて糾劾削奪せられ、士論を玷つくる者あれば、之を記録し以て贈諡の典を核ぶ。

兵科（給事中十人）。凡そ武臣の誥敕に貼黄せるは本科一人監視す。其の引選畫憑の制は吏科の如くす。

刑科（給事中八人）。每歲二月下旬、前一年の南北罪囚の數を上つり、歲終には一歳の蔽獄の數を類め上つる。……みな法司の移報に憑りて（天子に）奏御す。

工科（給事中四人）。軍器局を閲試し、御史とともに節慎庫を巡視し、各科と寶源局を稽查す。

以上の如く吏科は人事について、戸科は財政について、禮科は朝廷の禮制について、兵科は軍事について、刑科は裁判について、工科は武器・造幣等について監察を行なう。とりわけ重いのは人事についての監察權であつて、吏科は文職について、兵科は武職について監察の責任をもつ。このため六科の地位はきわめて重く、六部尙書の高位にある者であつても六科に出頭した場合、垂簾して内に座す給事中に對して禮をとり署名をするわけで「統均の地、七品の小臣に腰を折す。威の重きを襲すに似たり」ともいわれた。また吏部及び兵部の人事移動に當つては、吏科と兵科の都給事中がともに入内して監察を行ない、且つ選後の宴席には尙書の鄰に座して上座を占めるのが慣例である。正七品の都給事中が、正二品の尙書と並列するのであるから、これまた極めて異例の待遇であつた。これによつて「六科の體」の重きを示したものであることは、後に述べるが如くである。このように給事中はそれぞれの科に對應した特殊な監察の任務を負うほかに、朝政の全般にわたつて意見を具申することが出來た。

主徳の闕違・朝政の失得・百官の賢佞は、各科あるいは單疏もて專達し、あるいは公疏もて聯署して奏聞す。というが如くである。

つぎに御史について述べよう。明の制度では當初、元制を踏襲して御史臺がおかれたが、胡惟庸の獄によつて廢止され、ついで都察院がおかれた。この間の事情については、間野潛龍論文（注2『史林』所載）にくわしい。

都察院長官は左右都御史で、以下左右副都御史、左右僉都御史があり、別に十三道監察御史がおかれた。また南京にも南京都察院がおかれていた。都御史について『職官志』二は以下の如くに規定している。

職は専ら百司を糾劾し、冤枉を辯明し、各道を提督して天子の耳目風紀の司たり。凡そ大臣の姦邪、小人の黨を構えて威福をなし政を亂す者は劾す。凡そ百官の猥茸貪冒にして、官紀を壞す者は劾す。凡そ學術正しからず、上書陳言

して成憲を變亂し、進用を希う者は劾す。朝覲考察に遇わば吏部とともに賢否により陟黜するを司る。大獄の重囚は外朝に會鞠し、刑部・大理寺と偕に之を讞平す。其の敕を内地に奉じ、外地を拊循し、各々其の敕を専らにして事を行なう。

このように御史は「天子の耳目」の官として、天子に代って行政・司法などの全般にわたって監察を行なうのであるがとりわけ重要なのは人事についての監察であった。その監察の範圍は、上は大學生から下は地方官まで、さらに宦官や宗室にも及んでいて、彼らにその職にふさわしからぬ言動のある時は、隨時、これを彈劾する權限をもつ。この場合、官僚の個別具體的な職務と同時に、官紀―官僚としての道德性が問題になる。つまり政治―事と同時に人をも問うことになるのだが、これはむろん中國の傳統的な政治理念に由來するものであろう。

さらに御史は、定期的な考察において監察權を行使する。明の制度では、京官は六年に一度（巳・亥の年、これを京察という）、外官は三年に一度（辰・戌・丑・未の年、これを外計という）、勤務評定を行ない、その結果に基いて人事移動を行なう。このうち京官については、四品以上は自から勤務狀況を報告して（これを京察自陳という）批准を求め、以下の官は都察院と吏部が合同して文書によって勤務評定の結果を報告する。外官は、巡撫（御史を兼任）、巡按御史が府州縣以下の勤務評定の結果を吏部に送付し、且つ三年に一度義務づけられた朝覲に當っては、都察院が吏部と合同して勤務評定を行なう（これを朝覲考察という）。この都察院と吏部の考察に遺漏があつた場合、これを取上げて論ずるのが拾遺であり、これは御史と給事中の任務である。

このような人事に關する彈劾權と考察權の行使が、都察院の主たる任務であつたが、とりわけユニークなのが、十三道監察御史の制度であつた。これは十三省に夫れぞれ七人乃至十一人が配置されていて、ほかに清軍・提督學校・巡鹽・茶馬など行・財政の特殊な部門の監察を擔當するものがある。

十三道監察御史の任務について『明史』職官志二は次のようにいう。

主に内外百司の官邪を察糾し、或いは露章面劾し、或いは封章奏劾す。内に在りては兩京において刷卷（書類検査）し、京營を巡視し、鄉會試及び武舉に監臨し、光祿を巡視し、倉場を巡視し、内庫・皇城・五城を巡視し、登聞鼓に輪値す。外に在りては巡按す。……巡按は則ち天子に代りて巡狩すれば、按ずる所の藩服の大臣、府州縣官の諸々の考察は、舉劾尤も専らなり。大事は奏して（決）裁し、小事はたちどころに斷ず。按臨の至る所は、必らず先に罪囚を審録し、案卷を弔刷し、ことさらに出入する者あれば理もて之を辯ず。諸々の祭祀壇場には其の牆宇祭器を省る。孤老を存恤し、倉庫を巡視し、錢糧を查算し、學校を勸勵し、善類を表揚し、豪蠹を剪除し、以て風俗を正し、綱紀を振るわす。凡そ朝會には儀を糾し祭祀には禮を監す。凡そ政治の得失、軍民の利病は、皆な直言して避くることなきを得。大政あれば闕廷に集まり議に預る。……都察院は憲綱を總ぶ。惟だ見聞する所をのみ糾察するを得。諸御史の糾劾は務めて實跡を明著し年月を開寫し、虛文もて泛誣し細瑣を訐拾するなし。出按すれば復命す。都御史は其の稱職と不稱職を覆劾して以聞す。凡そ御史の罪を犯すは、三等を加え、贓あれば重きに從りて論ず。

このように監察御史も亦た官僚に對する彈劾權をもち、且つ行政・考試・財政などについて監察するのであるが、とりわけ重要なのが巡按であった。各道監察御史のなかから毎年一人乃至二人が各省を巡按するのであるが、彼らは天子に代つて地方行政を監察すると共に情報蒐集し、政治に對して意見を述べ異議申立てをすることができる。つまり「天子の耳目の官」として地方の輿論を反映しつつ意見を申し述べるといういみでは、地方から中央、下から上への言論のパイプとしての機能をも併せもつたのである。

そもそも都察院はそれ自體、獨立した監察機構として監察權を行使し得たのであるが、監察御史の場合には、形式上、この都察院に所屬しながらも、そのなかでの一層の獨立性を保障されていた。即ち一般に官職名を書く場合には、所屬機

關名を上を書くのが普通であるが、監察御史の場合は都察院の名は書かず、「某道監察御史」とのみ書く。これは監察御史が都察院に隸屬するものでないことを示すものであって、これによって一定の發言の自由を保障しようとしたのである。「統あるも屬なし」であって監察權の獨立性を示すものであった。また大臣の子弟が科道官になった場合、迴避の制度が設けられていて翰林院に改められたというのも、同様に監察權の行使を保障するためであつたらう。

以上述べてきた所の六科は、省と略稱され、都察院は臺と略稱される。併せて臺省である。給事中はまた諫官ともよばれ、御史は臺官ともよばれる。併せて臺諫である。あるいは六科給事中の科と十三道監察御史の道をとって科道官ともよばれる。言論を職責とする意味においてこれらが言官であり、この言官を通じて行なわれる言論のパイプを言路とよぶ。最初に述べたように言官は本來給事中の系統を指すものであったが、この時期には職責が相當程度に重なりあうものであったため、御史とは區別せず、兩者をひっくるめて言官とよぶのが普通である。なお清朝では六科は都察院に編入されてしまったことをも付記しておくべきであらう。

『疏鈔』が大きなテーマとして掲げた「言路を開く」という場合の言路は、この言官の言論を保障し、監察權の獨立性を尊重することを意味していた。それによって天下の輿論を政治に反映していこうとしたのである。

だが言路とはそのみに止まるものではなかった。次章において述べるように、彼らの考えでは、言論を主張できるのは、たんに言官だけではない。明の太祖は、在朝の官僚はむろんのこと、在野の庶民に至るまですべての人民に政治批判の自由を認めた。これは『大明會典』のなかに明文化されている。即ち同書八〇 建言には以下の如くに云う。

祖訓を按ずるに、大小官員并びに百工技藝の人、應に言うべきの事あれば、直ちに御前に至りて奏聞するを許し、其言、理に當れば即ちに所司に付して施行せしむ。諸衙門、阻滯するを得るなかれ。違う者はただちに姦に同じくして論ず。耳目を廣くし、壅蔽を防ぎ、下情を通ずる所以なり。

これは、『臥碑文』や『大明律』に於いても同様である。したがってより廣義には、在朝・在野を問わず、すべての人民に建言の道を開き、下から上へ、地方から中央への言論のパイプを擴張して、輿論を反映し、政治を變革してゆくこと、これが彼らのいう「言路を開く」ことであつた。以下、政治過程を追いながら、彼らの主張する所をみてゆくことにしよう。

二 官守と言責

すでに論文(2)に於いて述べたように、張居正は、内閣の六科に對する管理體制の強化を内容とする考成法を施行し、政治批判の言論を封じようとしたのであるが、これは張居正の死後、内閣をついだ申時行によって廢止せられた。彼の政治力を以てしては、もはやこのような體制は維持しえなかつたからである。言路は開放され、政治批判の言論は自由になつたのであろうか。

これについて『疏鈔』の編纂者吳亮は次のように述べている。

上は益々國事に明習せられ、人に太阿の柄を倒授するを欲せられず、執政も、「一介だも取らず三公もてするも易えざる」(『孟子』盡心)の節の以て衆望を厭あかしめることなし。また前車に驂せん乗するに懲しんりて都兪きんせいすること多く吁はんたい拂ひすること少なかりき(同書序)。

張居正時代とは異なつて神宗はすでに成年に達し、政權が内閣に牛耳られることを願わなかつた。申時行の方も、柳下惠の如くに地位に代えても自からの節操——宰相としてのポリシーを守ることなく、神宗のいうがままになつた。かくて言路の閉塞狀況は相かわらず續いた。この狀況を吳亮は

言路の塞は、塞、泄沓にして霍靡なるに在り。

と評している。泄・沓はいずれも『孟子』離婁にでる言葉。「君に仕えて義なく、進退、禮なく、言えば則ち先王の道を非る者」をいう。霍靡は草木のなびくさま。言路が毅然として神宗を批判することなく、草木のなびくが如くにその意に従ったことを言う。

では申時行内閣のもとで如何なる言論政治批判が行なわれ、その言論はどのような形で抑壓されたのであろうか。

この時期の最大の政治問題はいうまでもなく萬曆一代をつうじて最大の争點となつた國本論Ⅱ立太子問題であつた。

神宗にはすでに恭妃王氏の生んだ皇長子常洛がいたが、十四年正月、寵愛する鄭貴妃が皇三子常洵を生むとともに神宗は恭妃をさしおいて彼女を皇貴妃に封じた。すでに皇二子は死亡して亡かつたので、これは當然のことながら皇三子を皇太子に立てようとする陰謀ではないかという疑惑を招き、これに對する批判が相次いだ。まず給事中姜應麟が速やかに東宮を冊立し疑惑を晴らすべきだとしたが、激怒した神宗は彼を左遷し、續いて同じ上奏をした吏部員外郎沈璟、刑部主事孫如法、同員外郎李懋檜らをも左遷した。だが批判はなおも止まなかつた。このような状況のなかで神宗は、首輔申時行の請によつて

諸曹の建言は司る所の職掌に及ぶに止め、仍おその長、擇びて之を進むるを聽し、專達するを得ず。

との詔を出した。「百官出位越職の禁」といわれるものである。これは言論の範圍をその職掌内に限定し、且つしかるべき選擇を経て上聞に達せしめよう、とするものであつた。つまり、言論を職務とする言官が、政治批判を行なうのは止むを得ないとしても、それを職務としない一般の官僚が政治批判を行なうことを許さない。さし當つて今度の姜應麟らの批判についていうならば、言官たる姜應麟の場合とはもかくとして、言官ではない李懋檜らは、明らかに職權を越えたものである。このような越權行爲は許されないとするものであつて、これが、國本Ⅱ立太子問題をめぐつての言論を封殺し

ようとしたものであったことは誰の目にもあきらかであろう。考成法に代ってこんどはこのような形で言論が封せられようとしたのである。

しかし、國本について批判したのは、たんに言官外の官僚だけにはとどまらなかった。まだ官僚身分を持たぬ受験生までがこれを論じた。即ち顧憲成の弟顧允成は丁度この年廷試を受けていたが、その對策中に於いてこの問題を取り上げた。彼はこのなかで皇太子は「國の本」、立太子を請う李懋檜らの發言は「國の輔」であって、いずれも「天下の公」である。鄭貴妃が神宗の寵愛を得たとしても、それは皇上の「一己の私」ともいふべきもの、今や「私」を以て「公」が掩われ、「一己」を以て「天下」が掩われようとしている。天子たるものは「天下と其の好を公けにし」、「天下と其の惡を公けにすべき」であって「一己の私」を以て「天下の公」を掩うことは許されぬ、と主張した。君主權の繼承を、天子のプライバシーとしてではなく、天下の公的機關のそれとして彼はとらえていた。神宗の恣意を許すことは、君主權の公的性格を否定することにほかならない。この對策を見た試験官の次輔王錫爵はこれが神宗の不興をかうことを恐れた。そこで神宗の目にふれぬよう、この對策を第三甲の二一三位まで落した¹³。さきの申時行といい、こんどの王錫爵といい、いかに神宗の意を迎えるべく汲々としていたかはあきらかであろう。

顧允成はこの時二一三位で廷試に合格し、辦事進士つまり研修生になったのだが、翌十五年、當時、清官を以て聞えた海瑞が、部下の御史の彈劾を受けるという事件が起り、同年の辦事進士らと共に海瑞を擁護する行動に出る。即ち諸壽賢・彭遵古らとともに上った「邪險憲臣掃滅公論疏」(『疏鈔』一九)がその上奏であるが、このなかで彼は海瑞を擁護する自分たちの言論こそ「天下の公論」であり、「古え、鼓を撃って上書した」太學生に倣って辦事進士の我われが敢えて上書という行動に出たことを述べていた。これに對して神宗は

朝廷は是非もとより自ら明白なり。彭遵古等は尙お未だ官を授けざるに如何にして便ち位を出でて、事を言うや。(題)

本内に、太學生、鼓を撃ちて上書するを援引するはこれ何の事體ぞや。好生はなはだ輕肆なり。

と叱責し、三人の冠帶を剝奪するとともに、辦事進士の如き未だ仕官しないものが、妄言を以て時政を批判することのないよう、堂上官が嚴重に管理體制を強化するよう各衙門に申し入れさせている。¹⁴

このように朝廷と内閣は、言官以外の言論を制限することによって、政治批判とくに立太子問題についての批判をかわそうとしたのであるが、『疏鈔』は卷一〇に言路という巻を設け、政府のこのような政策を強く批判した。

たとえば沈思孝「遵祖制開言路以養士氣疏」(『疏鈔』一〇)は次のように言う。顧允成らの言は「千萬人の公言」である。しかるに「位を出でて」政治批判を行なったという事で冠帶を剝奪せられた。その結果、人びとが權力を恐れ、政治批判を避けるということになれば、上下の言論のパイプは「壅塞ふさ」がれることになろう。これは國家にとってゆゆしい事態といわなければならない。『大明會典』によれば「凡そ國を利し民を利する事は、百工技藝の人に拘らず、實を具して敷奏することが許さ」れているし、『大明律』にあっても「百工技藝の人、應に言うべき事あれば、執りて御前に至り奏聞し、其の言が役に立つものであれば、當該の衙門に付して施行せしめ、もしこれを阻止するものがあり、鞫問して明白であれば、斬罪に處する」(禮律 上書陳言)ことが規定されている。あるいは亦、太祖の『臥碑文』にあっても、「一切の軍民の利害に關わることは、當該の有司はもろんのこと、在野の賢人、有志の壯士、質朴の農夫、商賈・技藝に及ぶまですべて發言することができ、これを阻止してはならない」ことが明記されている。つまり言官は言論を以て責務としてはいえるのだが、しかし各衙門の官僚から一般の民衆にいたるまで言論は決して禁止されてはいないのである。したがって「民政の利弊」「時政の得失」は言官もいうことができるし、一般の官僚も言うことができる。大臣も言うことができるし、小臣も言うことができる。天下に言っではいけない人間はなく、言っではいけない事柄はないのである。これが明の制度である。このように述べてのち、この一二年來の政府の言論彈壓を次のように批判する。

一二年間、今日は建言を以て人の口を防ぎ、明日は出位を以て人の罪を加う。且つ各衙門に移文して讒察禁阻し、進士觀政者はまた堂官をして約束教訓せしむ。夫れ奔競等の風を約束せしむるは可なるも、反つて其の讜言直諫を約束す。忠良等の語を教訓するは可なるも、反つて其の箝口緘唇を教訓す。此の風、ひたたび倡えらるれば、其の弊、何ぞ極らん。諫官は禍を避け、寵を希いて言わず。庶官も又た當に言うべからず。大臣は祿を持し（私）交に養めて言わず、小臣も又た言うを許さず。異日、萬一、權奸大孽、機密の重情あれば、皇上、將た何によりて之を聞かん。然らば則ち今の約束する所、教訓する所は、甚だ社稷の利に非ざるなり。

彼はこの政府批判によって注意（責）の處分を受けた。沈思孝は嘉興の人。かつて張居正奪情を批判して慘酷なる刑に處せられた五人のうちの一人である。

ついで翌十五年、李懋檜も亦た「諫官失職阻塞言路疏」〔疏鈔〕一〇を上げた。彼はこのなかで次のように述べている。天下が治まるか亂れるかは、言論のパイプが通じているか塞がっているかによって決まる。我が明の制度では、「諸司の百執事」の直言が許され、言路が廣く開放せられているが、それだけでは十分でないと考え、言論を以て職務とする言官を設けた。つまり六科給事中を置いた上にわざわざ十三道御史を置いたのである。たしかに「諸司の百執事」は、政治批判を許されているが、しかしそれを職務とするわけではないので、しなくとも責任を追及されることはない。一方、言官は言論を職務とするのであって、それをしないことは職務を放棄したものである。しかもいかなる問題であろうとも批判する自由が認められているにもかかわらず、なお職務を放棄して政治批判を行なわないものがある。そこで給事中を言官・諫官と呼んでその言論の責任を明確にし、且つ當番制（輪直）を布き、建白の爲の證明書（牌）を發行し、その職務に對する忠實性で以て賞罰を行つて、政治批判を奨励しているのである。

このように彼は言官の特殊な任務を明確にし、その職務を果させようとするのだが、かりに言官がその職務を果したと

しても、全體の官僚の數についていえば、言官の占める數は決して多くはない。そして言官亦た必ずしもすべてが智者であるとはいえない。かつて張居正の爲に奪情を翼賛した給事中陳三謨、御史曾士楚をみればそれは明らかである。このような状況のもとでは言官以外にも言論の路を開くべきであつて、それはまた我が明朝の開國以來の方針でもあつた。こうして彼は、沈思孝の場合と同様に、『大明律』『大明會典』『臥碑文』を引用しながら、その方針を遵守すべきをいうのである。この上疏は、直接には給事中邵庶が、言官以外の言論を禁ずべきことを上言したのに反對して行なわれたものであるが、前年の彼自身の立太子問題についての發言以來、加えられてきた言路に對する彈壓に強く抗議するものであつたともいえるだろう。李懋楡はこの上疏によって降級の處分を受けている。言官がこの處分に抗議したが、容れられなかつた。

萬曆十五年はまた京察の年に當つていた。この京察に於いて、宦官張誠との關係を理由に、工部尙書何起鳴が、京察の拾遺の對象となつたのだが、これを庇おうとした内閣に反對して、御史高維崧らが再度何起鳴を指彈、配轉という處分を受けた。東林黨の指導者顧憲成はこのとき吏部主事だったが、この處分に強く反對するとともに言官が姿勢を正すことを主張して「恭陳當今一切務以回人心疏」(『涇臯藏稿』一『疏鈔』六)を上つた。彼はこのなかで次のように述べている。明興りて二百餘年、西漢の經術、東漢の節義、唐の詩詞、宋の理學は並びに彬彬として隆を稱すといえども獨り言官の氣のみは稍振わず。……故相張居正は事を用い、數年の内に言官は相率いて讚頌するのみ。相率いて保留するのみ。相率いて祈禱するのみ。……又近日(高)維崧等、起鳴を合糾するは本と公議に屬するに、皇上詰責さるるに及んで輒ち惶恐推避し、首たるを適しとするなく、惟だ罪を謝して暇あらざるのみ。……かりに言官をして利の爲に誘われず、威の爲に惕れず、事無ければ瑣屑もて以て厭を取らず、事有れば依回して以て容を取らず、裾を牽き檻を折ること時に人に乏しからざれば、他も亦繇つて其の説を奮うなし。然らば則ち人の出位して以て言うを得しめしは臺省の爲な

り。……かりに（言官の）其言是ならば、（廟堂が）怡然として之を受け、其の言非なるも廓然として容る。……是の如くすれば、人人、能く言わん。何の名の賈るべき、何の利の徼うべき、亦た何の醜の蓋うべきあらん。……人の以て名を賈るを得、以て利を徼えるを得、又た以て醜を蓋うを得せしめしは廟堂の爲なり。

政治批判の責任をもつ言官が、毅然として政治批判を行なわなかったが故にこそ、言官以外の官僚が「位を出でて」發言せざるを得なくなつたのである。朝廷が正しい政治批判に謙虚に耳を傾け、たとい誤つてもそれをゆるす寛容さがなければこそ、名譽心や自からの利益の爲に政治批判をしようということになっているのだ、と言官と朝廷の側の責任を追及したのである。この時、王徳新「乞廣言路節權倖以定國是疏」〔疏鈔〕六も亦た

今、起鳴の爲に、并せて十三道御史を罪せらるるは、事、誠に異なり。……この頃、計典に當りて、御史は言責を以て當に言うべきに、陛下、旨に抗うを以て責めらるれば則ち御史行々且に敢えて言わざらんとす。然らば、國家、何事か言うべけん。何人か言うべけん。

と、言論の責任をもつ御史の處分に反對した。願憲成はこれによって左遷、王徳新は拷問の上、革職の處分を受けた。このようななかで、言官と一般の官僚の關係をめぐって議論が高まる。その發端となつたのは、萬曆時代を通じてしばしば紛争の種となつた科擧の問題であつた。すなわち萬曆十六年の順天郷試で、合格した王錫爵の子王衡と申時行の婿李鴻らの成績について疑義が出され試験官黃洪憲が彈劾された。ところが左都御史吳時來はこの彈劾をはばんで言路を彈壓し、内閣に對する批判が高まつた。このとき、この批判の側に立つたのが、吏科給事申孟麟、吏部員外郎趙南星、吏部主事姜士昌らである。趙南星と姜士昌はかつて張居正が病んでその治癒を官僚たちが祈願したとき、願憲成とともにこれを拒否した仲間であつた。みられるように、趙南星と姜士昌はこの時言官ではなかつた。そこで内閣は、吏科都給事中陳與郊に工作し、その部下李春開に命じて、言官ではない趙南星と姜士昌が「位を出でて」妄言したことを彈劾させ

る。李春開の彈劾は、『孟子』公孫丑の「官守」と「言責」を引用し、「官守」は職務の執行と「言責」は言論の責任をきっぱりと分ち、前者を部寺以下の官に、後者を言官に限定することによって、趙南星と姜士昌の「出位」を彈劾したものであった。ところが神宗は、政府に不利な二人の上疏は留中したまま、李春開の彈劾文だけを六科に送ったのである。上疏が留中されて非公開のままであれば、事柄の是非は判断しようがない。そこで史孟麟は「乞解黨錮以杜讒詔疏」(『疏鈔六』)を上つてこの點を指摘する。

三四年來、部寺、建議すれば命づけて出位と曰い、大なる者は杖し小なる者は謫す。猶お之を束縛するに足らざるを懼るるがごとし。是に於いて部堂は司屬を約束せよの旨あり。而も今に至るも部寺、言う者、故の如し。臺諫、時に忤^なえば命づけて名を好むと曰い、顯らかに杖謫し、隱かに外轉^{ひそ}す。猶お之を阻撓するに足らざるを懼るるがごとし。是に於いて未だ明旨を奉じざるに發抄を許さざるの令あり。而も今に至るも、臺諫、言う者、故の如し。

彼は、言官以外の一般官僚が、政治批判を行なえば「出位」を以て左遷・廷杖の處分を受けることの不當性をいうとともに、言官でさえも政府の意に逆らつて批判を行なつた場合、やはり左遷・廷杖・配轉の處分を受けることの本當性を指摘するのである。「出位」の例については今までもしばしばみてきた。言官が、言論を以て廷杖の處分を受けたのは、十六年暮の給事中李沂(字景魯・嘉魚人)の場合がそうであった。彼は宦官張鯨の專權を彈劾して廷杖六十の處分を受けた。首輔申時行さえこれを阻もうとして阻みえず、次輔王錫爵もこの時には言官の廷杖に反對する上疏を奉つている(「因事陳言疏」『文肅王公奏草』一)。言論を職責とする言官が、言論の故を以て左遷されたり、廷杖されたりすることがあつてはならない。「疏鈔」はつよくこれを主張した。また史孟麟の上疏にいう所の發抄を許さざるの令とは、六科に送つて抄寫さるべき上疏が留中されてしまったことを言う。六科で抄寫されれば邸鈔などの形で流布することも可能であつて、情報が開される。上疏はそのいみで一種の政治宣傳としての役割を果しうるのである。だが政府を批判した上疏につい

ては、その公開をさえも政府は阻んだ。史孟麟はこのことの非を追及したのである。史孟麟、字は際明、宜興の人、宜興に明道書院を主宰し、東林書院と相呼應した。⁽²²⁾「東林學案」中の人である。

この頃、趙南星も亦た高雲從あて書簡（「答高雲從書」『趙忠毅公文集』三）のなかで、李春開を次のように批判した。

官守・言責は、盖し人臣の職にこの二者あるを言う。分ちて二となすには非ざるなり。この時、未だ臺諫あらざれば、安んぞ分別するを得んや。後代も亦た原より分別なし。但だ人の肯えて言わざるを恐るるが故に、言わざるを得ざるの官を設く。言官の外は便ち言うを得ざるには非ざるなり。近年、執政は内は臺諫の言を慮るに足らず。既に取るを慎んで嚴に之を防ぐ。又た防ぐ所の外に出づるを恐れ、故に諸司の言を禁ず。乃ち臺諫も亦た人の己れに言及するを慮るが故に、官守・言責の説に借りて以て口實となす。省中の巡視・臺中の巡按は人の官守を侵す無きを知らずや。若し再び分別を加うれば吏科は止だ宜しく吏治のみを言うべく、浙江道は更に他省の事を言うを得ざるなり。…趙南星も亦た官守・言責を以て言論を制限しようとする説をはっきり否定しているのである。

さて、問題のそもその發端は、神宗の鄭貴妃に對する寵愛とその子常洵の處遇をめぐっておこつたのであったが、神宗はこの時、酒色に溺れ、病氣を理由に殆ど政務を放棄してしまつていた。これを批判したが、雒于仁「恭進四箴疏」⁽²³⁾『疏鈔』二二であつて、この上奏は神宗を批判して頗る激烈なものであつた。

彼によれば、神宗の病氣とは、飲酒・戀色・貪財・怒氣の四つである。酒を飲めば胃は潰瘍をおこし、色を好めば、精力は衰える。財を貪れば精神を消耗し、怒りにまかせて事を行なえば、肝を損うのも當然のことである。しかるに神宗は酒に溺れ、鄭貴妃を寵愛し、金銀の獲得に熱中せられている。言官李沂はこれを批判したのだが、たちまち廷杖に處せられ、毎日の如くに神宗の怒りにまかせた廷杖^{リンチ}私刑が行なわれている。この病根を去らぬ限り、病いは決して癒えることはないであらう。こうして彼は、酒を戒しめ、色を戒しめ、財を戒しめ、氣を戒めた所の四勿箴なる者を上つたのであ

る。²³それと同時に、彼はこの上言が「訕謗」²⁴神宗に對する個人攻撃であり、「干名」²⁵名譽心に出るものであり、「出位」²⁶職務外のことだとする非難の起ることを豫測しながら言路の問題に言及する。言路が十分に開かれているならば、國家の大事に際して、言官はその責任を自覺し、必らず發言しようとするであろう。もし黙っているならば、他人がその責任を追及するであろうから、發言せざるを得ないのである。しかし言路が塞がれているならば、彼らは安心して黙っていることができよう。言官外のもので發言し、且つその責任を追及することがないからである。誰が己れの危険を犯してまで天下國家を論ずるのであるうか。言官は適當に意見をのべて當面を糊塗し、天下も亦た言論を迴避することになる、と。ここでは言論の責任をもつ言官の特殊な任務と、その任務が遂行されるためには、言論一般が開放されなければならないとする彼の立場がはっきりと打出されている。廣義での言路を開放することは、狹義の言路の言論を保障し、活潑ならせるために必要である。兩者の相互關係が明確に把握されているというべきである。

この上疏を上った維于仁も亦た言官ではない。その内容たるや神宗を批判して痛烈である。激怒した神宗は翌十八年正月、維于仁を重罪に處そうとして申時行にはかった。申時行は神宗をなだめながら「この題本について内閣が票擬を行なうならばかえって題本が公開される結果になり、あたかも事實であるかの如くに四方に喧傳されることになるう。むしろ從來の如くこの題本を留中し決して六科に送るべきではない。維于仁については責任を以て官を辭任せましよう。」と述べた。²⁷

本來ならば、維于仁の批判にこたえて神宗を教導すべき立場にあった首輔が、公然と題本を無視し、これを留中することを神宗に勸告した結果、以後、上疏の留中が公然と行なわれるようになった、と夏變は述べている。²⁸上奏が君主に對する進言の路であるとともに、君主が肯定するにせよ否定するにせよ、六科に送って公開されることによって公共性を持ち、一種の政治宣傳としての役割を果してきたとするならば、そのような意味での言路もまた申時行の措置によって塞がれる

ことになったのである。

三 監察權の獨立性

以上の如く言路に對する彈壓が嚴しかったにも関わらず、再び辦事進士の身分を以て時政を批判したのが、顧允成の友人薛敷教であった。

薛敷教²⁶、字は以身、武進の人。祖父の薛應旂は顧憲成兄弟の學問上の師であり、顧憲成らと兄弟の如くに交わった仲であった²⁷。萬曆十七年の進士で趙南星の門生。同年には高攀龍がいる。いうまでもなく「東林學案」中の人で、黃宗羲が「甲辰（萬曆三十二年）、顧涇陽、書院を修復し聚徒講學するや、先生、實に之を左右す」と評したように²⁸、やがて東林書院の中心になってゆく人物である。

彼が進士に合格した年、南京都察院の御史王藩臣が、巡撫周繼を彈劾しながらも、上司に當る南京都御史耿定向に報告しなかったことが問題になった。そして左都御史吳時來の彈劾によって處分を受けたのである。薛敷教は、これは明らかに吳時來が「執政の爲に天下の口を箝ごう」としてやった言論彈壓であると考え、「大臣公肆黨欺疏」（『疏鈔』一九）を上ってこれを批判した。彼はいう。

掌院（都御史）は、天子の爲に設けられたもので決して内閣の爲に設けられたものではない。言官も亦た同じであって、特に言官の場合は、假りに確實な根據のない事柄であっても上奏することが許されている。決してこの上奏を阻むことがあってはならないのである。したがって王藩臣の彈劾が誤っていたとしても、上司たる耿定向はこれを阻止してはならない。もし彈劾するに當って一一上司に報告してその諒解を求めるのであれば、様くないやがらせの爲に身の危険を感じて

彈劾を中止することも起り得る。王藩臣が上司に報告しなかったのは正しい、と。つまり彼はこの問題を言官の獨立性の侵害としてとらえ、上司への報告義務にあくまで反對したのであった。

これに對して左副都御史詹仰庇が、言官以外のもの、まして薛敷教の如き辦事進士までがことごとくに政治を批判するということになれば、「小臣は得て以て大臣の命を制し、下士は得て以て權を操つて」官僚の上下のヒエラルヒーは崩壊する。このような「邪說横議」は彈壓して當然だとしたのである。これをうけて神宗は「新進の小臣」が「輕率に妄言」した罪を以て薛敷教に二年間の歸郷を命じたのであった。²⁰ 歸郷した薛敷教は、あたかも丁憂のため歸郷していた高攀龍との間に親交をもつことになる。

これに對する耿定向の立場は彼が病氣休職を請うた「乞骸疏」(『耿天臺先生文集』二)に於て表明されている。

耿定向によれば、かつて彼が北京の都察院に勤務した時、彈劾に當つてはその彈劾文を長官に報告するのが普通であった。舊い規定では三日後に報告が義務づけられている。ところが、彼が到任して以來、報告は益々遲延し、七、八日あるいは十數日してようやく報告するというふうであった。王藩臣に至つては一ヶ月以上になるのに報告していない。これは長官を無視するものである。たしかに御史は言官として彈劾は自由であるが、都御史はその上司であつて、都御史も亦た言官として彈劾權を有しているのである。御史が規定に従つて報告しなかった場合、都御史が黙っている理由はないのであつて、その御史に對する監督權を行使するのは正當である。御史が彈劾を行なつた場合は、北京の場合は即日、南京の場合には三日以内にその副本を長官に提出すべきだ、と、御史に對する管理體制の強化を主張した。

このように、太祖以來の規定に照らして、御史の都御史に對する報告義務をあくまで要求するならば、御史の政治批判は當然制限を受け、その鋒先は鈍らざるを得ないであろう。それは監察御史の獨立性を侵犯するものであり、言論の自由を束縛するものである。『疏鈔』に収録した上疏の多くはこの點を衝く。

王麟趾「乞斥邪臣以清朝政疏」(『疏鈔』一九)は次の如く反論する。

王藩臣が批判されたのは、報告(投掲)が遅れた爲だが、このような報告義務は、『大明會典』に明文化されていない。ただ意圖的にこのような報告義務を課しているにすぎないのである。北京の都察院の場合には、彈劾文が即日天子に上聞されるから、その間に阻止工作が入ることは不可能だが、南京の場合には、人を派遣して半月後によく上聞に達するのであってその間に阻止工作が入りやすい。その結果、直言(政治批判)は行なわれなくなってしまふのである。このような事態を回避する爲に、報告をわざと遅らせるのが普通で、とくに王藩臣に始まったわけではないのだ、と。

或いは亦た許弘綱の「糾劾老悖大臣以開言路疏」(『疏鈔』一〇)は次のように反論する。

都御史は御史を監督する責任を持つてはいるが、むしろ御史の政治批判に基いて政治を正してゆく責任をもつものである。「風聞もて事を言う」のは御史の職掌であつて、それは阻み得ないものである。御史の政治批判がかりに當つていなくても、結論を出すのは朝廷である。人材の去留については、吏部が判断を下すであろう。それらが正しいかどうかについては輿論(公評)がこれを判断するのであつて、言論を取り締るが如きことがあつてはならないのである。都御史と御史との關係は「統あるも屬なし」であつて決して隸屬關係にあるのではない。このように主張してのち、かつて、監察御史薛瑄が、内閣大學士から會いに來るよう要請されながらもこれを拒否し、その後、内閣大學士が朝廷で彼の姿を遠くから望みみて彼を知つたという故事を、御史のあるべき姿として禮讚する。十三道御史は、内閣大學士に對してはひろんのこと、直屬の上司たる都御史に對しても、毅然としてその獨立性を保持せねばならぬのである。この點について、王孟煦「明職掌以開言路疏」(『疏鈔』一〇)も亦た、都御史は十三道御史を提督するけれども、それは部堂と郎署、つまり各部尙書・侍郎と郎中などの如き上下關係に立つものではないことを述べている。

薛敷教と兄弟の如き親交をもつていた顧允成は、この間に考えたことを客問(『小辨齋偶存』五)に、客との對話として

書きのこしている。これは耿定向に送られたもので、願成はむしろ耿定向の側に立ちながら、客の意見を聞くという形式をとっているが、客の言はほぼ彼自身の言とみてよいであろう。このなかで客はいう。

昔、我太祖高皇帝は言責を科道に寄せられしも初は言を以て官に名づけざること古えの諫議拾遺の類の如し。仍お諸人直言して隠す無きを許され阻當を得るなきは壅蔽の漸を防ぐ所以に非ざるは無し。故に六部の各官は、威な其の部を書き、勢、相屬するが如きも、尙お屬官、事を言いて堂官に呈稟せしめず。頃歲このとろ、創めて此の禁を爲す。已でに高皇帝、阻當を得る無きの初制を失す。矧んや御史は其の道を分書し、原より都察院に屬せざるなり。此れ又た高皇の専ら言官を責むるの指にして尤も呈稟を以て例となすべからず。正徳の間、闡瑾、威を作し諭を矯む。都察院左都御史劉宇は、御史の凡そ章奏するあれば必らず先に呈稟せしめ、仍って南京都察院をして一體に遵行せしむ。罪惡は滔天、死を容すべからず。

一般の官僚の場合、例えば吏部の役人ならば必らず吏部某某と署名をする。これは、吏部の役人としてその堂官の管理下におかれていることを示すように見えながらも、上言に當って、堂官に對して一一報告義務をもったわけではなかった。まして御史の場合には、決して都察院の名は書かず、某某道監察御史とだけ書くことによって、上司に對する獨立性を明確にし、政治批判の自由を確保したのである。御史の上司に對する報告義務は、劉瑾の時以來行なわれた悪慣行であった、として反對したのである。

このように辦事進士の身分を以て「出位妄奏」した薛敷教の主張は、都御史と十三道御史との關係について議論を深めさせるものとなった。そのなかで反内閣派は、十三道御史の獨立性を主張して、その監察機能を内閣に對して有効に働かせようとしたのである。なおこの時、彼らの攻撃の対象となった耿定向は、一時期、李卓吾のパトロンともなった泰州學派の人物。かつて張居正の時、非常の人物には奪情の如きも許されてよいとして張居正を支持した彼が、ここでも内閣

の側に立って御史に對する管理體制の強化を主張していることは注目しておいてよいであろう。

四 申時行批判の展開

(1) 密 揭 暴 露

萬曆十八年、皇長子常洛は既に九才を迎えていた。首輔申時行らは、速やかに立太子禮を行なうことを請うたが、神宗は、皇長子の虚弱を理由になかなかこれを肯んじない。皇三子常洵を皇太子に立てたいためとする疑惑は一層深まり、立太子を請う上奏が相次いだ。こうしたなかで、一〇月神宗は、

册立の事に至りては、朕、誠實を以て天下を待つ。豈に溺愛偏執の意あらんや。少や十才を過ぐるを待ちて、朕、自から旨あらん。册立出閣は一併に舉行すれば、煩言催瀆を必せざれ。

との諭旨³²を出し、さらに同月丙申には、文書官を内閣に派遣して「册立の事は、明年春夏まで科道官などがうるさくいうのでなければ、明年冬に册立のを行なおう。若しうるさくいうのであれば、十五才まで册立を延期するつもりだ」と口頭で傳えた。十五才といえは、さらに數年先のこと、一種の恫喝によってあらかじめ言官の口を封じたのである。册立の期日を約束されても口頭では何の證據ものこらない。不安に思った大學士王家屏は、この諭旨を書面で殘すため、御札の原案を作成して裁下を仰ぐが、神宗は「札子は必要ではない。口頭でよかろう」とこれを批准しなかつた。そしてこんどはこれを更に延期し、「翌々二十年の春に立太子禮を行なうが、もしうるさくいうものがあれば、皇長子が十五才になるまで延期する」として、立太子問題への言及を嚴重に禁じた。³³この口頭による諭旨は、神宗としては「股肱の大臣」た

る内閣の「先生方」にのみ傳えたつもりであったが、恐らく王家屏の配慮によるのであろう、内閣がこれを六部及び六科に傳達した。このため、口頭とはいえ、あたかも公式に立太子禮の時期を約束したかの如き形になった。神宗は頗る不満であった。

翌十九年閏三月、星變が発生した。星變などの天變地異があれば、政治を正すいみで政治批判を求める求言の詔が出されるのが、普通である。しかし立太子をめぐる活潑な言論が展開されるのを恐れた神宗は、先手を打って、星變を理由に言官に對する一年間の奪俸を命じた。閏三月己卯の上諭は次のようにいう。

邇來、風は賄囑を尙び、事は趨赴を尙ぶ。之を内にしては外に效し、之を外にしては内に借り、甚だ公直なるなし。

すこぶる（好生）欺蔽なり。且つ前まきごろ、天、星變を垂くだす。群姦、不道なればなり。汝等、職として言責を司どるに、何ぞ一喙の忠なく以て瘵曠の罪を免がれんや。汝等、恩を賣り譽を取り、輒がるしく屢々風聞の語に借りて上を訕そとり直（の名）を要む。貨を鬻ひよぎ君を欺き利を嗜み不軌なるに至るも、汝等何ぞ獨り言なきのみならず、且つ爾等、豈に宮中、府中皆一體の語を聞かずや。何ぞ毎に君の惡を撻揚し、名を沽り遷を速やかにするを爲すや。汝等、何の爵を食み、何の祿を受け、姦を長じ亂を醸し傍觀して禍いを避くるに至れるや。姦を斥け逆を去るの忠無くして職任いずくに在りや。本部、該まに拿問重治し、姑らく且つ輕きに從いて各々俸一年を罰せん。

天が星變を起して政治に對する警告を發したのは、政治に問題があるからだ、それは自らの名譽心の爲に君主を糾弾しようとする輩を彈劾せず、言論の責任を放棄した言官の責任である、として逆に言官の責任を追及したのである。しかも言官を一律に奪俸の處分に付するなどということではかつて前例のないことである。星變にかこつけて立太子問題に對する言官の批判を豫じめ牽制しようとしたことはあきらかであった。このような言官に對する彈壓に抗議したのが、有名な劇作家湯顯祖であった。

湯顯祖、字は義仍、江西臨川の人で、萬曆十一年の進士である。彼は當時南京太常寺博士の職に在ったが、「輔臣欺蔽如故科臣賄媚方新疏」(『疏鈔』四)を上ってこの措置に反対した。彼は、このような上諭を下されたのは、言官が、星變を理由に神宗の責任を追及するのを恐れる爲である、とはっきり指摘する。たしかに神宗のいうが如く、言論の責任を放棄した言官があったかも知れないが、すべての言官がそうだったわけではない。科擧をめぐる不正を摘發したのは御史丁此呂ではなかったか。しかるに申時行は息子の不正が非難されることを恐れ、吏部尙書楊巍に命じ彼を左遷してしまつた。對外政策をめぐる申時行の汚職を糾弾したのは御史萬國欽ではなかったか(これについては後述)。しかるに申時行は辯明すらできず、大學士許國に示唆して彼を左遷してしまつた。二言官が左遷されて他の言官はあからさまに申時行を非難しなくなつたが、それでも彼もしくはその配下に關わる告發であれば、隨時地方に配轉するという方法で言官の言論を規制した。先頃、これも言論の規制を上言した吏科都給事中楊文學は、災害の救恤に派遣されながらも賄賂をとつて、彼の通つた地方は「雞犬一空」というが如き狀況である。今ひとりの禮科都給事中胡汝寧は、内閣大學士王錫爵を批判した饒伸を逆に陥入れたほかに能がない。旱災で殺生が禁ぜられた時に蛙を取ることを禁じて「蛤蟆給事」とあだ名された程の無能者である。これこそ上諭にいう所の「風、賄囑を尙ぶ者」、「事、趨赴を尙ぶ者」、神宗の爲ではなく、専ら申時行の勢力を擴大し、反対派を排除する爲に、言官の彈劾權を行使したのである。言官一般ではなくて、排除されるべきは内閣と結びついた彼らである。そうでなければ、申時行の「欺蔽の故習」は決して除かれることはないであろう。

陛下、天下を經營せらるることここに二十年なり。前十年の政は、張居正、剛にして欲あり。群おほくの私人を以て囂然として之を壞す。後十年の政は、(申)時行、柔にして欲あり。又た群おほくの私人を以て靡然として之を壞す。

湯顯祖はこのように、申時行、あるいは申時行と結びついていった一部の言官にこそ問題があることを述べて、言官一般の奪俸に強く抗議した。これに對して神宗は「かくの如き浮言を意に介する必要はない。卿等、安心して供職せよ」と

申時行らを慰留し、湯顯祖を廣東徐聞縣の典史に左遷した。有名な『牡丹亭還魂記』が書き上げられたのは、この徐聞に於いてであったといわれる。

この年八月、こんどは工部主事張有徳が、立太子禮の儀注を作成することを上奏した。(「大禮屆期祈宣示以昭大信疏」『疏鈔』三)。さきの上諭によれば、立太子は翌二十年に行なわれる筈であるから、工部主事たる彼がこれを要請したのは實務推進の上から當然のことであった。決して「出位越職」＝職務外のことではなかった。しかるに神宗はこれを「煩言催瀆」として責め、張有徳を處分するとともに、さきの約束通りに立太子禮の一年延期を主張した。これに對してごうごうたる非難が起り、内閣もこれに反對するのだが、このとき首輔の申時行自身が、果して立太子禮の早期舉行を推進しているのかどうかを疑わしめる事件が起った。すなわち、内閣が立太子禮延期に反對した時、申時行は偶々病氣休暇(在告)中であつたが當然のこととしてこの反對に名を連らねた。ところが、これに名を連らねながらも一方では、内閣大學士の權限を利用して密掲を上り、この上奏は自分の關知する所ではない、神宗は、張有徳のこの上奏に左右される必要はない、と進言していたのである。

立太子禮を推進すべき立場にあつた首輔がこのような裏工作をしていたという頗る不名譽なこの密掲事件は、『神宗實錄』や『申文定公集』にもみえないが、その内容を伝えるのは、當時内閣の中書だつた黃正賓である。彼の「皇儲冊立尙虛輔臣奸計可據疏」(『疏鈔』一八)は、内閣大學士に公式ルートによる「奏本」のほか、「密掲」が特に許されているのは大學士が國家の機密に關與する故である。しかるに申時行の「密掲」は「奏本」と全く矛盾したものである、としてその内容について、一々反駁を加えている。これによれば申時行の密掲の内容は

中書官、揭帖を抄送するに猶お臣(申時行)の名を首に列するがごときは、踴躍に勝えず……臣、抱病より以來また政事に與聞せざれば、近日の票擬は茫として知る所なし。……諸司但だ言及するを見る毎に輒わち諭して之を止む

(黃正賓評、立太子禮の早期實現は官僚が擧げてこれを上奏しているが、自分だけは正しく對處している、明らかに知って明らかに之を阻止している、というのであって、阻止の功績を以て皇上におもねるものである)。今日の奏は兩輔臣、冒昧、上を犯し、以て臣に咨らざるなり。若し臣に咨れば必ず力めて之を止めしならん……

というものであって、申時行が完全に神宗の側に立って、立太子禮を阻止していることを暴露したものであった。この申時行の支持があればこそ神宗も立太子禮を延期できたのである。神宗は、申時行の密掲に對して

卿の奏せし所は、朕已でに悉知せり。建儲の事は已に旨あり。卿、安心して調理すべく、即ち出でて贊襄して以て朕が望思の至意を解くべし。

と殊批していた。立太子に關するかぎり神宗と申時行は完全に一體であった。

ところがこの密掲が六科に送られ、あわや公開されようとしたのである。あわてた申時行は、禮科都給事中胡汝寧即ち先に湯顯祖が「蛤蟆給事」と指彈したその彼に相談の上、使いを送ってこの密掲を取り戻した。應對に當つたのは、たま禮科に一人いた禮科給事中羅大紘であった。彼は「險臣私掲欺君蓄心叵測疏」(『疏鈔』一八)に於いて、迫られて密掲を返却せざるを得なかつた自らを自己批判しながら、この間の事情を次のように辯明している。

未だ幾くならずして、科吏、時行が人を遣わして原掲を取回せしむと白す。臣、甚だ驚駭して執留して未だ許さざるも吏は時行が御札を觀んと欲するを言うに及んで即ちに齎還せり。臣、受事未だ久しからずして故事を諳んぜざれば狐疑しつつも之を許したり……時行、身は告に在りと雖も殿閣の籍は未だ除かれざるなり。凡そ翰林改除の奏は、時行は、職名、儼然として首めに列して彼れ固より未だ嘗て是ならずとはなさざるなり。何ぞ獨り建儲の一牘に於いて深く避くること此の如きや。

申時行が、病氣休暇中、他の上奏には名を連らね、それについては一言も反論せずにながら、立太子禮の上奏につい

てのみ、自分が關與しなかつたことをわざわざ申立てていることの矛盾を突いているのである。密掲の暴露は申時行を窮地に陥入れた。

この黃正賓は歙人、捐納にあつて中書舍人の職を得たことを恥じ清議に組したが、密掲暴露によつて「卑官、國事を擅言す」の理由で「打着究問」の處分を受けた。³⁶のちに東林黨の組織化の上で重要な役割を果す人物である。いま一人の羅大紘は、鄒元標と同じ吉水の人。徐用檢について陽明學を學び、鄒元標と共に講學したことがある。彼の上奏をみて神宗は激怒し、邊地の雜職に左遷した。³⁷彼らを救おうとした給事中鍾羽正³⁸らも奪俸などの處分を受けた。

(2) 洮河の變

次に對外政策をめぐる對立についてのべよう。『萬曆疏鈔』には卷三七から卷四四の戎務、邊防、邊餉、邊功、遼建、滇蜀、東倭、倭播など、對外政策について論じた卷が多く、『邸鈔』も亦たこれにふれること頗る多い。この對外政策も、國本論とともに東林派の人びとが言路を通じて政策變更を強く迫つた所のものであつて、これについてはいずれ詳しく論じられねばならないであろうが、ここでは萬曆三大征に先立っておこつた洮河の變についてだけ述べておきたい。この論争のなかで、對外政策をめぐる彼らの基本的な論點はほぼ出そろつていると考えるからである。

周知のように對モンゴル問題は、明一代を通じて王朝を惱まし續けたものであつたが、隆慶五年（一五七二）、アルタンに順義王を與え、朝貢貿易を認めたことによつて、兩者の間に一時平和的な關係が成立してゐた。³⁹この平和的な關係を破つて起つたのが、萬曆十八年の洮河の變であつた。

當時、アルタンはすでに死歿、順義王は、センゲを経て第三代チュルゲの時代に入つていた。このトウメット部のなかで斷然實力をもつていたのが、アルタンの第三夫人で、モンゴルの習慣によつてセンゲ、チュルゲの妻ともなつた三娘子

である。兵部尙書鄭溶は三娘子を巧みに操つりながらモンゴルをコントロールしていたらしい。しかしセンゲの死後、統制者を失なったモンゴル諸部は、青海からしきりに中國を伺い、陝西、甘肅に於いて活潑な挑發行動に出ていた。明側は、萬曆十五年、チュルゲの順義王嗣封と三娘子の忠順夫人新封を通じて平和的關係の繼續を再確認したものの、國境侵犯は跡をたたなかつた。こうしたなかで、青海の仰華寺を守って遊牧していた把爾戸部が、まず西寧をおそつた。副總兵李奎は酒に酔つて寝ていて無抵抗のまま戦死した。さらに同じく青海にいた火落赤・真相が洮州を圍んだ。ここでも副總兵李聯芳は敗れて戦死、ついで臨洮・河州・渭源が攻撃されると、總兵官劉承嗣は遁走し、遊擊李芳・把總魏承勳らはすべて戦死という失態を演じた。これが洮河の變である。火落赤・真相は、仰華寺に來たチュルゲと結んで益々青海に勢力を集結し、危機感が明王朝をおおつた。

劉承嗣らの遁走を出先から報じた陝西巡茶御史崔景榮の塘報は、このような失態を生じた根本的原因が、對モンゴルの和議にあると斷じ次のように主張している。⁴⁰

虜は老瘦の馬牛を以て我が有用の金銀に易う。是れ中國の財貨は之を江河に投ずると異なるなきなり。總計するに各邊の市賞の費は毎年止だ四十萬もて計うも、和款して二十年來已でに八百萬もて虜に與えしなり。もしこの八百萬の財もて今日に在らしむれば、何ぞ匱乏、是の如きに至らんや。……今に及んで悔悟して轍を易え、市賞の財もて戰士を養成すれば則ち兵食ともに足り、國勢尙お圖るべし。惟だ然らざれば、中國、日ごとに困しみ、夷虜、日ごとに驕り、後患、將に救藥すべからざんとす。

だが、内閣と兵部は、なおもチュルゲとの間に妥協的な政策をとり、民族的な危機に對處しようとはしなかつた。『疏鈔』に収録した上疏の多くは、このような軍事的失態を演じてなお、妥協的な政策をとりつつける内閣の政治責任を追及したものであつて、萬國欽「大臣互黨誤國欺君致遺虜患疏」(『疏鈔』一八)はこの點を追及すること最も嚴しい。萬國欽

はいう。

昔、宋は金人横恣の時に當りて、張（俊）、韓（世忠）、劉（光世）、岳（飛）は力を戮して勤王し、中原を收復すること、猶お掌を反すが如し。而るに秦檜は和議を主どり、竟いに宋室の亡徴を賂し、罪を千古に召く。今に至るも忠憤の士は其皮に寝ねて其肉を食らわんと欲するが如し。明々たる天朝、復た檜の如き者ありて其の間に側するを得て以て重び宋禍に罹らしめんとするや。

ここで和議を以て宋を賣った秦檜になぞらえられるのは申時行である。先月、洮河の變が起つた時、皇上はこれについて申時行に下問された。この時、皇上の意圖は和議に反対し、明の領土を斷乎として防衛するにあつたにもかかわらず、申時行はこれに反対した。彼は和議による損失を知らなかつたわけではなく、防衛戦争が必至であることも知らなかつたわけではない。にもかかわらず彼はなぜ和議を主張したのか。

歛資より以來、巧宦の縉紳と庸鷲の介冑とは皆邊方を以て捷徑となす。既に戦争の險なく、又た異數の恩あり。陞轉賞資は、内地に倍す。日ごとに其の甲士の衣糧を浚えて以て時行に媚びること十數萬もて計う。無事の時はその爲に援引し、失事の時はそのれに代りて蔽護せるなり。

銀三千兩を送つて大同總兵を得たのは王國勳であつた。銀五千兩を送つて同じく大同總兵を得たのは董一元である。このような例は枚擧に暇がない。彼らは申時行の内親吳之相、家人宋九と相往來し、その他邊境を防備すべき邊臣・邊將もその多くが、賄賂を持參して吳之相、宋九の門に出入している。

（かくて）數十年來、邊方とは皆、恩もて交わり、邊方を視ること皆外府の如し。もし和議をして成らざらしむれば則ち怯者は退き、勇者は進み、敗者は罰せられ、勝者は賞せらる。功罪、較然たり。何に従つて厚賂を得んや。又何に従つて其の厚賂に酬いんや。語に曰く、文臣錢を愛せず、武臣死を恐れざれば、何ぞ天下太平ならざるを憂えんや

と。臣おもえらく、武臣の死を怖るるは文臣の錢を愛するに由りて之を致すなり。(申) 時行の欺誤を以て、國家、害を受くること已でに淺からず。而も又た朋を呼び類を引き、中外に盤據せしむ。

このように、邊臣・邊將のポストが私物化され、賄賂の源泉となっているだけではない。兵部尙書も申時行の「私人」でなければその「故知」である。兵部尙書王一鶚は、「虜酋」が侵略して數ヶ月になるというのに、軍隊の出動を要請せず、軍餉の補給をも要請しなかった。總督梅友松は「虜酋」が侵入し、殘虐行爲を極めていのに、防禦もしなければ驅逐もしなかった。「虜王は叩頭謝恩して西の方に去れり」と報告しているが、臨洮が包圍され、鞏昌が包圍されてなおかつ、「叩頭謝恩して西の方に去れり」といい得るだろうか。巡撫李廷儀は「虜酋」の入關を一報だにしなかった。「虜酋」が數萬の數を以て大舉して侵掠し、大將數員を殺し、軍民萬餘を殺し、生畜財物に至っては數え切れない程を掠奪しているのに「大にしては牛馬、微にして布帛、銀に估するに二十八兩」などと報告してよいのだろうか。これらの責任はすべて申時行に在る。これこそ國を賣る現代の秦檜である。萬國欽はどのように主張したのである。萬國欽の上疏が行なわれた時、座主の許國がこれような彈劾は「名節の爲にするのか。國家の爲にするのか」と詰問したのに對し、彼は「何ぞ敢えて名節の爲にせんや。惟だ國事の爲のみ」と答えて昂然たる氣概を示した。許國もこれをとどめることができなかつたという。^④ 萬國欽は「大臣を誣汚した」という罪を以て劔州判官に左遷された。

洮河の變をめぐる萬國欽のこのような認識は、のちに東林黨に結集してゆく人びとにはば共通する認識であつたと思われる。稍遅れて丁元薦は「更化以光中興疏」(『疏鈔』一)のなかで、これに續いて起つた日本の朝鮮侵略と關聯させながら次のように述べている。

邊事は互市より以來、武備陵夷し、人心玩愒せり。其の初議に方りては、これに借りて羈縻し、我が内政を修めんとするに過ぎず。然るに虜は飽き我は饑え、一たび大いに入るとに輒ち重く賂りて去らしむ。鄭洛に至りて邊境は掃

くがごとし。意らざりき、宋應昌は其の故智を倭に襲う。封貢とは和市の別名なり。己れが賸とぎたる膏血を割きき鑿おく無きの餒虎に食わせ、中國は益々虚なり。納欵の虚聲に假りて積衰の士氣を灰おとえさせ、沿海益々備え無し。……嗟乎、堂々たる天朝、赫々たる明德、陛下、全盛の輿圖を擁し累世の洪業を席しかる。二、三の大臣、英賢を延攬し、兵を訓おしえ武を講ずる能わずして、一は則ち互市と曰い、再びは則ち和親と曰う。太倉の歳入、幾何ぞこの二醜に堪えん。邊臣の志を消し中國の體を辱しめ、奸雄の心を長じ、蕭牆の禍を重くす。豈に舉朝、皆婦人なりや。……或いは亦たこうもいう。

中原の財賦は輦おせて九邊に之ゆかしめ、九邊の士は曾おつて一飽だに得ず。復た輦おせて長安中貴の人に之ゆく。

周邊民族との和議は、本來それによって時間をかせぎ、その間に國防力を充實させるためのものであった。しかるに内閣とそれに結びついた邊臣たちは、個人の利益を國防問題に従屬させ、朝貢貿易を利用し、或いは軍糧を搾取して莫大な富を稼いでいる。民衆の膏血をしぼりとして中原から送られてくる軍糧は何ら國防力の充實に資してはいないのだ。しかもそのような媚外的な政策の結果、邊境の兵士たちはもはや堂々たる中國を防衛するという氣概を失なってしまう。洮河の變に於いて國家を防衛すべき總兵官が遁走し、或いは遊擊が何ら抵抗することなく忽ちのうちに戦死したごときはその結果に他ならない。丁元薦はこのように内閣の媚外的な姿勢と對外的な無策を衝いたのである。丁元薦（字は長孺、長興の人）は、のちに反東林の浙黨が、東林黨を攻撃した時、李三才に次いで攻撃の的となった人物であった。^④今ひとつ張棟「邊事久蔽敬陳責實之議疏」（『疏鈔』三八）をあげておこう。張棟は、當時、兵科都給事中。洮河の變が起ると、軍事についての監察のために現地派遣せられ、現地的情勢をつぶさに視察した。^⑤彼も亦た丁元薦と同様、一時的な和議そのものに反對するものではない。

始め欵を議する者、本と此れに假りて以て虜患を緩うせんと謂うに、既に乃わち遂に虜の患うべき無きに似たり。本

とこれに乗じて我が備えを修めんとするに、既に乃わち遂に備えの修むべき無きに似たり。……近日、經略尙書鄭洛、題稱すらく、總兵劉承嗣の報ずる所の該（臨洮）鎮の兵馬一十九營、共計するに三萬七千九百有奇にして戰に堪うるの數は六千に止まる。一鎮を擧げて他鎮を知るべし。嗟乎、何ぞ陵夷すること此の極に至れるや。……其の最も異とする者は、毎歲、市成れば邊臣は悉く次を以て功を敘し、陞賞、差あり。其れ虜は其の欲を厭かしむるに非ざれば則ち市成らず、我れは虜の欲を厭かしむるに非ざれば則ち市成らず、市成りて陞賞、之に隨う。夫れ焉んぞ相勸めて以て虜の必らず市するを要めざるを得んや。是れ邊臣に教うるに媚虜を以てするなり。……

臨洮鎮の例を以てしても、正規軍は定員を大幅に割ってわずかに六分の一、戰鬥力は低下する一方である。こうしたなかで中國を侮った「虜」は朝貢貿易を通じて過大な要求を中國につきつけ、それをのむのでなければ朝貢貿易は成立しない。したがって邊臣・邊將は恩賞にもあづかれないわけで、勢い媚外的な姿勢にならざるを得ないのである。

このように張棟は内閣の媚外的な政策が、恩賞にあづかろうとする邊臣・邊將との私的な結びつきにあることを指摘した。張棟、字は伯任、崑山の人、のちに東林書院が講學に参加することを強く要請した人物である。

洮河の變について『明史稿』二〇五鄭洛傳は、

洮河の役に兩總兵は先後して殺さる。國を辱しめ威を挫くに（鄭洛は）なお款を主す。順義（王）東歸すと雖も、寇は邊將を輕んずること益々甚だし。其の後、卒に啍拜の亂を醸す。

と評している。たしかにこの事件は、このあと相次いでおこってくる秀吉の朝鮮侵略、ボハイの反亂、楊應龍の亂といった民族的危機の深化を豫感させる事件であった。そして最終的には、同じく申時行を彈劾した李瑄が「今日の遼東は必らず後日の臨洮とならん」と評したように、明王朝をやがて滅亡に導く所の滿洲族の侵入をさえ豫感させる事件であった。こうしたなかで、内閣の媚外政策を批判し、國防力の充實を訴えた彼らの主張のなかに、のちの秀吉の朝鮮侵略をめぐる

ての内閣批判や、對滿洲の抵抗意識にみられると同様な民族意識の萌芽をみてとりたい、と私は考えている。

それと同時にこれらの上疏を通じて内閣と邊臣・邊將との私的な關係が指摘されていることにも注目しておきたい。邊臣・邊將の經濟的背景については今ひとつあきらかではないが、屯田制の崩壊と共に現地の有力者や高級武官による大土地所有が進展しつつあったことについては、すでに寺田隆信氏が指摘せられている。これら大土地所有者の下に投靠したのが、家丁などの私兵であった。彼らは、内地でいえば、奴僕に相當するもので、武官との間は、私的な恩情關係で結ばれている。時には家族擬制の形態をとることもある。平素は武官の護衛に當ったり、家内奴隸的な役割をも果したが、大土地所有の進展とともに農業勞働にも當然投入せられたであろう。そして一旦緩急ある時には兵士として戰鬥に参加したのである。正規軍が大巾に定員割れするなかで、このような私兵の比重は益々増大しつつあった。ボハイの亂や、朝鮮戰爭の時に活躍した李如松・李成梁の如きは、このような私兵を擁した軍閥の代表的なものである。李父子の場合と同様に、そのような軍閥化傾向を深める邊境の勢力と内閣が結びついていたことは、申時行内閣を支える社會的基盤を考える上で示唆的である。

(3) 董份の存問

次に申時行の對外政策を糾弾した同じ萬國欽が、批判した所の烏程の郷紳董份の存問問題にふれよう。これも、洮河の變と同じ萬曆十八年に起った事件で、申時行内閣の據って立った社會的基盤を考えさせる事件だからである。この董份については佐伯有一「明末董氏の變——所謂奴變の性格に關聯して」(『東洋史研究』一六卷一號)において既に詳しく分析されているのでこれを参考に簡単に述べておく。

烏程の董氏は、蘇州府・嘉興府・湖州府の三府にわたって數萬畝の土地をもつ典型的な郷紳地主であった。この莫大な

富は郷村地主としての生産的經營のなかで獲得されたものではなく、董氏の家人に奴僕が、董氏の官紳としての權勢を背景に經濟外強制を以て集積したものであった。この董氏の當主董份（字は用均）は、嘉靖年間の禮部尙書で、萬曆十八年には郷里南嶼にあって八十才の誕生日を迎えていたが、これに對し申時行・王錫爵らが、その存問を申請したのである。存問というのは、天子が特使を派遣して若干の物を下賜し見舞いをするのであって、とりわけ名譽なことでされた。申時行と王錫爵は二人ともこの董份の門生であり、特に申時行の場合には、董份の女孫と申時行の男申用嘉が結婚して姻戚關係によっても結ばれている。このため彼らは、浙江巡按の蔡系周を通じてこれを申請したのである。これに對して、萬國欽は上疏のなかで、奸相嚴嵩と結びついて富を集積した董份が、失脚して郷居するようになって以來の狀況を次のように批判している。

（董份は）論ぜられて官を奪われしより、縱肆、益々甚だし。田は三郡を連らね、供張は王侯を過ぐ。甲第は上、青雲にいたり、出づるごとに則ち畫船樓櫓は動もすれば百もて數う。従う者は數千人。沈自邠父子は常に大大（？）の後に従い、趨赴に違あらず。而して甲を衷にせるの士、奮呼して群起せるも幾んど生還せず。珠玉金寶の藏、何ぞ啻に萬々のみならんや。内帑も之に比する能わず。……かつて御史龐尙鵬が訪察せしに、惡を長じて悛めず、日々、且つ内は子孫の貴顯により、外は姻婭の寵靈により、其の土に泣むものも承順して敢えて問わず、隣に震う者も怒りを忍んで敢えて言わず。……もしこの（存問の）典一たび加えらるれば、是れ虎に翼、猴に冠せるもの、必らず益々人の田地を兼せ、益々人の妻女を奪い、耽耽逐逐として、此れを長ずればいづくにか窮らん。……其の衣冠をば已でに褫がるれば猶お罪人の如し。今、尙書を存問せるや、抑々罪人を存問せるや。

このなかにいう「姻婭の寵靈」とはあきらかに申時行をさすものである。董份の如き惡徳郷紳を存問しようというのは、虎に翼を與えようというが如きもの、という萬國欽の批判によって存問は結局中止に追いこまれたのであるが、この

萬國欽の彈劾は、人びとに支持された。この年の十二月、蔡時鼎「乞澄表率之源以端政本疏」(『疏鈔』四)は申時行と董份の關係を指摘しながら次のように述べている。

(申) 時行の子用嘉は、湖州の富宦董份の家に贅す。……董份は朝に立ち勢に附し、素より節行なし。郷に居て巨く積み、閭里を凌轢す。昔、災敷に遇いて一毛だも抜かず、その發賑して以て人心を收めんことを勸むるものありしに、份これに應じて曰く、此の端、開くべからざるなりと。時行、之が爲に撫按に書を致して存問の隆典を邀えんと欲す。士民、具呈して反つて爲に偽飾して待ちて以て火を擧ぐる者數千家という。名實、相謬つこと此の如し。豈に閭閻をして笑を傳えしめんや。幸いにして萬御史の一疏は、衆論、快を稱し存問も亦た止む。此れ固より時行轉圜の美、自から掩う能わず。

この存問の阻止は、當の董份にとってはむろんのこと、存問推進に當つた申時行・王錫爵にとつてもすこぶる不名譽なことであつたにちがいない。あたかも前年、董份とはりあつていた華亭の郷紳陸樹聲はこの恩典にあづかつていたのであつて、董份にとつてはとりわけ屈辱的な事態であつたと思われる。^①

存問に反對する萬國欽の批判によつても知られるように、董氏の暴力的な土地集積に對して、すでにこの時點で民衆の怒が鬱積していたのだが、果して三年のち所謂董氏の變とよばれる民變が起つたのは周知の事實である。

民變を擴大させるそもその原因をつつた董份の孫董嗣成は、政治的にいえば國本論をめぐつてむしろ東林派に近い主張をとつていた。彼の「謫罰太重大拂群情疏」は『疏鈔』一四に収録されてさえる。この董嗣成が民衆の要求する土地の一部を返還することを祖父に進言したことから、巡撫王汝訓、代理巡按御史彭應參・烏程知縣張應望もこの民變の收拾に動き、民衆の要求した土地のうち正當なものは相當量民衆に返還された。この結果、董氏はその資産の四五割を失なうことになつたのである。

さらにこの民變は歸安の郷紳范氏にも波及した。范氏の變では范氏の奴僕までが主家に反き、范氏の擬制的な家父長的家族關係までも解體させるに至ったことは、佐伯論文に指摘される通りである。巡撫王汝訓と巡按御史彭應參は、この民變について、董氏と范氏が家人の横暴を取締らず、暴力的な土地集積を行なった點にこそその原因があることを指摘し、董氏と范氏の非を追及したが、これに對して董氏の側は范氏の妻を利用して「致仕の儒宦」を辱しめたという理由で王汝訓らを告發した。王汝訓らは革職などの處分を受けたが、董氏はこれによってようやく「枕を安んじた」のである。董氏と姻戚關係にあった申時行は、この時既に任を去り、王錫爵も亦たこの年五月に任を去っていたが、彼らはこの時、董氏の側に立って斡旋に動いた。彼らは首輔の任を去ってなお地方官をものぎうるような支配力を行使して王汝訓らを處分においてこんだのである。吏部尙書孫丕揚がこれに抗議した。このことは、申時行・王錫爵らが在職當時にあっては、さらに強大な影響力を行使し得たことを想像させるものであって、董氏の土地集積も亦た現職の首輔の權力を背景としながら半ば公然と行なわれたであろうことを推測させる。

顧憲成の友人であった管志道は、このような申時行らと在地の郷紳層との結びつきについて

吾が郷の申（時行）、王（錫爵）二公と蘭溪の趙（志臯）公、相繼いで國に當る。吳越の間、士は既に隱然として挾む所あるが若く、有司も亦た退然として避くる所あるが若し。……不肖なる者は黨多く、一呼すれば數十、群を成し、府縣を強うるに理外法外、従うべからざるの事を以てして、稍、其の意に拂れば則ち臂を攘い袂を奮い、闕然として起つ。提調官も誰何するなし。

と述べている（『從先維俗議』卷二崇禮讓以挽士風議）。存問の阻止は、王朝權力と郷紳層との結びつきを断ちきって、郷紳層の横暴に齒止めをかけようとするものにほかならなかった。

以上のように、申時行内閣は、上は神宗に迎合しつつ、下は、邊境地帯についていえば、軍閥化傾向を深める邊臣・邊

將、國內的にいえば董份の如き大郷紳との結びつきを深めながら、その政策を打ち出してきていた。このことは内閣派の據って立つ社會的基盤について若干の豫測を可能にするものである。だが、申時行自身は、以上のような對内的・對外的政策をめぐるのはげしい非難、とりわけ立太子をめぐるの密掲の暴露という事態によってついに依願退職という形で辭任に追いこまれた。萬曆十九年九月のことであって、首輔に就任して以來八年であった。

五 國 是 と 衆 論

申時行の辭任より少し前、次輔の許國は神宗と對立して任を去り、王錫爵も亦た母の病氣を理由に休暇をとって歸省していた。内閣に残っているのは、内閣のなかでただ一人、皇太子冊立に積極的であった王家屏（字は忠伯、山陰の人）のみである。そこで申時行は自分の後任として趙志臯（字は汝邁、蘭溪の人）、張位（字は明成、新建の人）を推薦した。この推薦はいわゆる密薦であって、當時大學士選任の方法として行なわれていた廷推を無視するものであった。吏部尙書陸光祖すらこの推薦については關知しなかった。陸光祖はこれに嚴重な抗議を申入れた。

本月十五日申の時、伏して皇上の臣光祖と（趙）志臯とを會極門に至らしめらるるを蒙り、敕諭を傳奉せるに、初め未だ何事なるやを知らざりしなり。……始め臣等、申時行等の二臣を密薦せるを微かに聞きしに今果して然り。……但だ事、職掌に關われれば言わざるべからざるものあり。夫れ「人を朝に爵するに衆と之を共にす」（『禮記』王制）は祖宗の定制なり。凡そ大臣の員缺は、吏部、九卿とともに會推して旨を請いて簡用す。吏・兵二部尙書、各邊總督及び内閣大臣を推すに至りては、九卿の外、また益*すに六科十三道を以てす。蓋し其の任愈々重ければ則ち舉ぐるごと當に公なるべく、詢謀みな同じくして方めて敢えて推用すべし。實に忠を廣くし衆を集め而して偏聽の奸を杜し、

阿私の患を絶つ所以なり。⁵⁵

明初、内閣大學士は、皇帝個人の簡拔つまり特簡によって行なわれるのが普通であった。これは内閣が皇帝の私的な顧問機關であったことからすれば當然の選任方法であった。だが内閣が事實上の總理府として公的な性格をもつにつれ、その選任方法にも廷推が多く行なわれるようになってきていた。陸光祖がいうように、廷推とは九卿もしくは九卿・科道官の合議による推薦である。これは「衆と共にす」の義、つまり一種の民主主義的原則によって、人事の公正明朗を期するためであった。内閣の場合、とくに科道官がこれに關與したのは、人事の重大性に鑑みて人事を監察する爲である。しかるに申時行はこの手続きをふまなかった。

『春明夢餘錄』の著者孫承澤は、陸光祖のこの上疏を引いて後、次のように論評している。

按ずるに人を朝に爵するは公を示す所以なり。(密薦の後、聖旨を)傳奉することの行なわれしより官品亂れたり。當時、閣員缺くれば、公議は王山陰(家屏)より起る。(申時行は)閣中の己れを妨ぐるを恐れて、遂に揭薦を行ないしなり。蘭溪(趙志臯)は言うに足らず、礦稅の禍は實に新建(張位)より之を開けば則ち平湖(陸光祖)の一疏、豈に少くべけんや。⁵⁶

趙志臯は首輔になった時、年七十餘、すでに耄碌していて、張位が政治をとった。礦稅の禍はこの趙志臯・張位内閣の時代に始ったわけで、孫承澤はその責め的一端を、彼らをこのような方法で入閣させた申時行に負わせ、且つこれを批判した陸光祖の正當なることを主張しているのである。

内閣と六部の關係については、これまでもしばしば問題になってきたが、陸光祖は、部寺とりわけ吏部の内閣に對する地位の強化に一貫して努力してきた人物であった。張居正の時代、彼は南京太僕寺卿であった。當時、内閣は政事堂を持たず、内閣と協議する問題があれば、朝房で立話で事を濟ませるのが普通だったが、これでは内閣と部寺が十分に意志

を疎通させることはできない。彼は「公事」を「詳議」するためには、座って議論をつくしたいとし、あの獨裁者張居正をしてその慣例を開かせた、という⁵⁷。彼はその後、張居正との間に齟齬を生じ、一時、失脚したが、張居正歿後に復活、十九年に吏部尙書に昇格した。そして内閣に對して吏部の權限を強化すべく努力を重ねた。

たとえば、吏部尙書は人事を取扱う長官としてその地位は他の五部に比して高いとせられ、内閣大學士に道で會つても道を譲らないのが普通であつた。内閣の權限強化とともにこの慣例は失なわれていたのだが、陸光祖はこの慣例を復活させた⁵⁸。或いは亦た六部の臣僚が内閣大學士に閱する場合、あたかも天子や嚴父に對するが如く拱禮をとつてきたが⁵⁹、彼は六部の内閣に對する對等性を確立したなど。

さて、陸光祖の抗議にもかかわらず、趙志臯・張位が入閣し、一時期内閣を擔當することになるのだが、この内閣の下で、内閣と六部との關係が非常に問題になる。國是をめぐつての議論がそれである。

その發端は、豐臣秀吉の朝鮮侵略に對して備倭經略に任せられた宋應昌を、御史の郭實が彈劾したことにあつた。七不可を列擧したというが、殘念ながらその内容は知られない⁶⁰。これが「國是を阻撓」したものととして郭實を左遷するという上諭が下されたことに始まる。

これに對して趙志臯は、最近の國事についての五つの困難をあげ、その一として「人心、測るなく、議論横生し、其の言を搖惑し、國是を倒置」していることを數えた。そして次のようにいつている。

今、天下の治と亂とは他に在らずして人心の險躁浮薄、議論を肯えてして忌憚なきに在り。又た一等傾危の士、雌黃^{てまかせ}の口を弄び、是非の眞を亂し唇を鼓し舌を搖るがし其の端を測るなく、影を捕え風を捉えそのよるところを知るなし。一人倡うれば衆人從つて之に和し、無は捏して有となし假は横して眞となし、沿習して風をなし、恬として怪しむを爲さず、是非淆^{みだ}るを致す。甚だしきは媚嫉一たび生ずれば讒謗交々至り、僚屬を以てして堂官を害し、偏裨を以てし

て主帥を戕なう。陽わり擠排を肆いままにし、巧みに陷阱を爲し、國是みな倒置せり。

これが、國本問題と國防問題をめぐっておこつた數年來の政府批判をふまえていることはいうまでもない。下級官僚が政府を批判し、下級武官が指揮官を批判する一種の下剋上の風潮のあるかぎり、國是を確立し國家を安定させることはむつかしいであろう。これをうけて次輔の張位が、如何にして國是を確立するかについて具體的に提案する。彼によれば、國是とは誰が見ても反論の餘地のないものもあるが、必ずしもそのようなものばかりではない。

國是なる者は、是にして是なるは辨ずる無かるべし。是にして非に似るあり。非にして是に似るあり。始め是にして卒に非なるあり。始め非にして終に是なるあり。衆の以て是と爲し、その非を知るなく、衆の以て非となし、その是を知るなきあり。一事の中、是あり非あり。一人の中、非あり是あり。

このように是非というのは、一見「是」にみえながら「非」でないもの、「非」にみえながら「非」でないものがあつて容易には確定し難いものである、したがつて輿論が「是」としても實際には「非」、「非」としても實際には「是」という事態がしばしば起りうる。輿論などというのはいはうてい依據するに足りないのである。それでは「國是」||國の是非は如何にして確立すべきか。

凡そ軍國の大事に遇わば俱に會議を聽す。該部は預じめ事體の曲折を以て略々可否の端を具え、九卿科道衙門に傳送し、各々見る所に據つて職名を下に明註し、或いは「該部、議すること是なり」と註し、或いは數語を斟酌して俱に該部に付して類奏し、上裁よりせんことを請う。大臣を會推するが如きに至りても關係甚だ重ければ、更に宜しく此れに倣い以て衆論を諧え專擅を杜ぐべし。若し裁決既に定まりてより後、妄りに異同を爲す者あれば宜しく一切聽くことなからしむべし。此の如くすれば、忠益、畢く集まり謀斷兼ね資して、事に任ずる者、專一の趨あり、却願の慮なきに庶かし。

つまり國家の重大なる政治問題については夫れぞれ管轄する部寺が専門的な立場から意見を述べるが、最終的な決定は行なわれない。しかも異った意見があればそれをも併記して天子の所に送る。廷推二大臣の推薦の場合もそうであつて推薦する人物を併記するに止める。どの意見を採用し、どの人物を採用するかは天子の自由である。行政上の最終的な決定權は天子にあるのであつて、國是は天子に於いて確立さるべきだ、とするのである。天子の名に於いて六部の決定權を内閣に回収しようとする意圖は明確である。さらにこのような體制を保障するものとして「紀綱」が必要だと、彼は主張する。

臣の所謂紀綱とは、威にして削らるれば、威たる、以て其の微を防ぎ以て其の漸を杜す所以に非ざるなり。下よりして之を越ゆと雖も實は上よりして之を啓ひらきしなり。試みに近事を擧げて之を言わん。朝堂にして衛官聚閑す、姑らく息めて以て衆を安んずるとも、乃わち交戟の地、褻ひがさる。轅門にして鎮卒、鼓噪す、更易して以て邊を安んずと雖も乃わち受鉞の威、損わる。撫按、不法なれば乃わち邑令、得て之を劾す、則わち彈壓の度、肅ならず。開府、徳を敗れば乃わち郡佐、得て之を按ず、則わち鎮撫の體、嚴ならず。將領、馭を失すれば、乃わち軍士得て之を戕なう、則わち統率の體、行なわれず。尤も歎ずべき者は、内にしては正卿は當に綱を提り領を挈とり以て其の屬を率いるべき者なり。(しかるに) 自から恩怨を避けて動もすれば輒わち之を司官に委ね、輕重低昂はその爲す所に任せ、司屬の毛擧して反つて堂官の短長を執るを致す……。外にしては司道、當に憲を乗り度を貞して以て其下に倡うべき者なり。自から等威を損いて郡縣に媚結す。貪殘は匿して報せず、以て下僚縦恣にして反つて上官の得失を挾持するを致す……。斯の二者は實に當時の通弊にして、下陵上替は漸く長ずべからざるなり。

假りに國是が確立されたとしても現在ののように朝廷では司官がさわぎ立て、軍陣では兵卒が反亂を起し、撫按に對しては知府が、巡撫に對しては郡丞が彈劾する、という下剋上の世界では、上位に立った者の權威が失なわれて國是に基づいた政治を行なうことは不可能であろう。綱紀を肅正し、上からの管理體制を強化して、上意下達を容易にし、政治の安

定をもたらそうとするのである。

これについて顧允成「輔臣黨誣同事乞戒飭以杜奸萌疏」(『疏鈔』六)は、

其の謂う所の國是を定むとは、盡く天下の公を錮さんと欲するに過ぎず、謂う所の紀綱を振うとは恣いままに一己の私を行なわんと欲するに過ぎず。

と斷じ、刑科左給事中央孟麟も亦た「專職掌廣言路以防阻塞以杜專擅疏」(『疏鈔』一〇)を上って反論している。

又た輔臣建議して、各部會議會推して九卿科道掌印官に着して類奏して以て專擅を杜さんと。まことに斯の言たるや、必らず官府をして皆な正人、盈庭をして皆君子たらしめて而る後可なり。然らざれば其れ威權を收攬するの地とならんか。輔臣に在りては或いは一時意見の誤りを以てするも、勢の趨く所、收攬阻塞に至らざれば止まざるものあり。臣請うらくは皇上の爲に終に之を言わん。我が太祖、中書省を罷めて六部を設けられ以て庶務を分たれしは、其の專らにせんことを恐れらるるゆえなり。而して官には各々職あり。職には各々掌あり。相い侵奪せず相い干越せざるは則ち又た惟だ其の専らならざるを恐れらるるゆえなり。蓋し一事を以てして一官に任ずれば則ち専ら害をなすに非らず。たとい一官を以て一事を敗るも亦た罪の歸する所あり。斯ち祖宗分職の意なり。今、一は則ち各衙門、各々見る所を書するを曰い、一は則ち類奏して上裁を聽くという。則ち始めは一部の權を以て分ちて之を諸司に散ずるも究つひには諸司の權を以て合して之を禁密に收む。道旁に築舎三年、成らず、即ち誤つ者あるも誰か其の咎を執らんや。聽くきに上裁よりし、旨は閣票よりすれば、或いは私意もて其の間に奸する者、内は上意に托し、外は延言に托するも誰か其の咎に任ぜんや。

廷議の名に於いて異った意見を併記したまま最終決定をせずに一括して上奏(類奏)することが行なわれた場合、六部の行政について内閣が票擬の際に自分に都合のよい意見を探り、天子の名に於いてこれを公布するというのが起るであ

ろう。この結果、六部の行政責任は不明確となり、六部の決定は無視されて、内閣への権力集中は必至となる。かつて仁宗の時、大學士夏原吉は票擬に當って「某部知道せよ」とだけ書くのが普通であった。なぜ旨の原案を作成しないでそのような票擬を行なうのかと質問されて「予奪の柄は臣下の敢えて専らにする所にあらず。故に之を六部に付し、其の可否を定め而る後に上裁によれば則ち事、分つ所あり。權、下移せず」と答えたが、これこそ内閣と六部と天子のあるべき關係である、と史孟麟は考えた。最終的な決定權は六部にあるのであって、内閣は之を取次ぎ、天子は之を裁可するにすぎない。彼は六部に決定權を委ねることによって内閣への権力集中を阻んだばかりでなく、君主權をすら制限しようとしたのである。天子は六部の決定を批准できるだけであって、異なった決定を下し得ない。

このような立場をさらに明確に打出すとともに、國是と衆論の關係を明確に位置づけたのが、趙南星「覆新建張相公定國是正紀綱疏」(『趙忠毅公文集』一二)であった。彼は次のように述べる。

臣等、竊かに惟うに國の是、あるは、衆の共に以て是となす所の者なり。衆論、未だ必らずしも是ならざるも、是は衆論の外に出でず。夫れ、論じて衆に至れば則ち必らず吾が意に合する者あり。亦た必らず吾が意に合せざる者あり。合に二あり。迎合あり、暗合あり。之を要するに天下自から眞是ありて吾が意に合すると否とには在らざるなり。若し至虚至明に非らずして徒らに衆論の中に就き其の吾が意に合する者を取りて決して之を行ない以て國是を定むとなさば、是に於いて、衆、諱す^{かまひ}しくして服せず、朝に更え夕に改むること此より生ぜん。

趙南星の主張は明確である。國是は衆論においてこそ確立さるべきものである。衆論を離れて別に國是があるのでない。これはさきの張位の「衆の以て是と爲し其の非を知るなく、衆の以て非と爲し其の是を知るなきあり」とは全く對立する立場である。衆論が自分の考えに一致するかどうかは全く問題外である。彼はこの同じ上奏のなかで「國是なる者は皇上の國是なり。惟だ皇上のみ能く之を定む」といはいはするけれども、この場合の皇上は「天下」の「衆論」のなかにあ

る所の「眞是」を權威づけるものでしかない。天子といえども衆論のうちから「吾が意に當る」ものを選択し得ないのである。具體的には彼は次のようにして政策を決定すべきだ、という。

凡そ軍國の大事に遇わば俱に九卿科道が會議して各々所見を書き、該部院、類奏して取るに上裁よりするは誠に國是を定むるの術なり。然れども事、會議すべきは自ら常に有るには非ざるなり。會推に至りては時々之を行なう。大臣、才品久しく定まり公論もと明らかなり。會推の時に當つては九卿科道、務めて可否を直言するを要し、即ち衆擬類奏するを必せずして「人を朝に爵する」の意得たり。

これは史孟麟の場合同様に、基本的には六部に於いて最終決定を行なおうとするものである。再度九卿科道を會議して六部の決定に變更を生ずるようなことはしない。軍國の大事について最終的な決定を天子に待つことはあってもそれは例外的である。また重要人事については會推を行なうのであるが、會推の場合にはその場で可否を決定するのであって、推薦する人物を併記するようなことはしない。會議の意志を尊重し且つその公開性を保證するためである。また張位のいう所の紀綱については次のようにいう。

内にしては部院・科道、外にしては撫按が互相に覺察し、堂官をして屬官を嚴訪し、司道をして各々守令官を嚴訪せしむ。若し不公不法、通同故縱し以て屬下擧首し、百姓告發するを致せば俱に當に連座すべくんば則ち誠に紀綱を振うの術なり。然れども所謂る不公不法も亦た須らく顯跡久しく著われ堅く糾劾せざる者にして方めて屬下擧首するを許す。

この場合の紀綱とは官僚の相互監察を強化することをいみしているのであるが、しかしその相互監察が有効に行なわれない場合には、屬官が上官を彈劾することを否定してはいない。むしろ、最終的には百姓人民にもその彈劾権があることを認め、その彈劾を受けた場合には、相互監察をしなかった者をも連座せしめようとしていることに注目すべきである。

う。國是と紀綱をめぐって内閣との對立點はきわめて明確なものがあるといわなければならぬ。

以上のように東林派の側は、朝廷・内閣の權限を縮小し、六部に最終決定權を認めていこうとするのであるが、このような機構のなかで言官はどのような位置に立つのであろうか。張納陞「邪官巧迎當路陰中受事銓臣疏」『疏鈔』六をみてみよう。彼は次のようにいう。

國の大權に三あり。曰く内閣。曰く銓曹。曰く臺諫。内閣は專任なくして獨權あり。預じめ是非予奪を制して天下と公にする者なり。銓臣（吏部尙書）は天下の是非を採りて以て天下を予奪する者なり。臺諫は天下の公是公非を持して予奪を銓曹に贊くる者なり。

これは人事についての場合であるが、銓曹（吏部）を六部とおきかえるならば、政策決定一般についてもいうことができるであろう。即ち内閣は、天下の公を反映しつつ天子の旨の原案を豫じめ作成するものであり、六部は天下の是非に基づいて政策決定を行なうものであり、臺諫は天下の公是公非に基いて六部の政策決定を監察することによって六部を輔佐するものである。そのようなものとして内閣・六部・臺諫は國の大權を掌握する最高のポストである。朝廷がここに入っていないのは、朝廷はこれを認證するにすぎないからである。この張納陞の議論に缺けている朝廷を、吏科給事中・中書立の「正人多斥乞順輿情以公用舍疏」〔疏鈔〕六によって補なうならば以下の如くである。

臣、惟うに朝廷には用舍の權あり。天下には是非の公あり。用舍、公に合すれば人服し議論自から息む。用舍、公に合せざれば則ち人服さず、議論日ごとに滋し。故に曰く、王道は人情に本づく。古より未だ、上下、指を異にし、大小臣心を異にし、邪正倒置し、衆論沸騰して以て治をいうべき者あらず。

ここでも専ら人事權についていわれているのだが、これを政策決定一般にまで擴大してよいであろう。この場合の朝廷は、さきの張納陞のいう所の内閣・六部・臺諫の三者の關係をふまえつつ、それらを統轄しその決定を批准するものとし

ての朝廷をさすとみてよい。とするならば朝廷の決定權の根據は「天下」「是非の公」にある。決定は天下の輿論に基いて行なわれるべきものであり、朝廷は天下に代つてこれを執行するのみである。

この張納陞（字は以登）は史孟麟と同じ宜興の人。王學左派の王龍溪に學んだが、東林書院にも參加して、史孟麟・吳正志らとともに麗澤大會を主宰している。郷里の利害について絶えず有司と交渉をもったという人物である。彼が亡くなった時、顧憲成は彼の爲に墓誌銘を書き「天や、何ぞ吾が黨を奪うことの亟やかなる」とその死を悼んでいるが、東林とは非常に關係の深い人物であった。

このように臺諫は「天下の公是非を持して」六部の決定を監察する者としてきわめて重要な位置に立つのであるが、それにふさわしい待遇を彼らは要求した。六部を監察する六科、とくにそのなかでも文武の人事を扱う吏科と兵科について鍾羽正「條學科中事宜以明職守疏」(『疏鈔』一一)は次のように述べている。

臣、又た衙門の先進に聞くに曰く、吏科の職掌を失せし者に二あり。其の一は堂上官の科に赴いて本に畫するは此れ累朝の舊制なり。各科、能く之を守り、即ち各部も亦た以て屈とは爲さざるなり。而るに吏科獨り廢せしは、豈に吏部の尊きを以て宜しく來るべからざるや。然れども此れ朝廷の公事にして給事中の專らにするを得る所には非ざるなり。給事中の免がるを得る所には非ざるなり。宜しく其の舊を復すれば可なるべし。其の一は大選の事おわれれば科臣は部堂と比肩して賜を受く。此れ自來の舊例なり。兵科、能く之を守り、兵部も亦た以て□と爲さず。而るに吏科一人下座せるは、人にて陳三謨より生まれりとなす。然れども此れ朝廷の公禮にして給事中の改たむるを得る所にはあらず。給事中の讓るを得る所にはあらざるなり。宜しく其の舊に復すれば可なるべし。

彼は、吏部も亦た他の五部の場合と同様に自から吏科に赴いて畫すべきこと、大選の賜宴に當つては、吏科は吏部と並列して座すること、兵部と兵科の關係の如くすべきことをいうのであって、これは吏科の吏部に對する監察權の強化を

このような制度のなかにも反映すべきことをいっただのである。しかし當時の吏部尙書陸光祖はあくまでもこれを譲ろうとはしなかった。彼の「覆鍾給事條舉科中事宜疏」(『陸莊簡遺稿』三)は、このような制度が決して張居正に阿諛した陳三謨に始まるのではないことを述べて、舊來の形式を改たむべきでないとしている。⁶⁶『疏鈔』が陸光祖の上疏は一篇もとらず、鍾羽正については、この他に言路について論じた上疏三篇をとっているのは、彼らが吏部の内閣に對する優越した決定權を主張するばかりではなく、吏科の吏部に對する、ひいては又六科の六部に對する監察權の行使をより強力に主張したかっただけに外ならない。

六 朋黨の是認

萬曆二十年には、東方では豊臣秀吉の朝鮮侵略が、西北では寧夏のボハイの亂が起つて國際的緊張が高まり、對外政策をめぐつて激しい論議が行なわれるのだが、これについては別の機會に論ずることにして今はふれない。ただ洮河の變をめぐつての内閣批判のほぼ延長線上にこの論議があつたことを確認しておくに止めたい。

國內では、神宗の約束した皇太子冊立を翌年にひかえ、再び、國本をめぐつて政治は紛糾を續けた。これより前、二十一年一月には禮科給事中李獻可が、六科の諸臣とともに皇長子の豫備教育について進言して左遷され、奪俸半年の處分を受けた。大學士王家屏はこの處分に反對して御批をさしもどし、益々神宗を怒らせた。ついで吏科都給事中鍾羽正、同給事中敍弘緒らが、李獻可を支持、戶科左給事中孟養浩らも彼を支持してその處分に反對、⁶⁷孟養浩はこのため廷杖百という嚴刑をうけ、鍾羽正らも除名された。このとき處分を受けた言官は十一人の多きにのぼっている。王家屏もまた神宗を批判して辭任した。

翌二十一年一月、折から歸郷中の王錫爵が神宗の要請で再び内閣に復歸、神宗はただちに彼に三王併封を指示した。皇長子・皇三子・皇五子を王に封じて立太子を延期しようとしたのである。王錫爵は、神宗の意を失なうことを恐れ、この詔の原案を作成した。それと同時に、皇后に皇長子を養育させて皇長子の皇位繼承權を確認しようとする詔をも作成して外からの批判をかわそうとしたのだが、神宗が前者をとったことはいうまでもない。

これに對して王錫爵に對する批判がごうぜんとして起った。顧憲成・顧允成・張納陛・于孔兼、史孟麟・薛敷教らは相次いで三王併封を批判、とくに顧憲成は王錫爵に手紙を送り、史孟麟も亦、或問をつくって論争をいどんだ。顧允成らも朝廷に於いて王錫爵を直接批判している。翌二月、神宗はついに三王併封の詔を撤回せざるを得なくなつた。

三王併封をめぐる内閣と反内閣派の對立が非常に激化したそのなかで行なわれたのが、癸巳大計つまり萬曆二十一年度の定期の勤務評定である。この京察のなかで内閣と反内閣派ははげしく争い、その結果、反内閣派は「黨」を組むものとして非難され、野に追われた。谷應泰『明史紀事本末』の「東林黨議」が癸巳大計から東林黨についての記述を始めるのはこのためであつて、彼らは自らが「黨」をなゆる前に「黨」として彈劾されたのであつた。

この京察を主宰したのは、吏部尙書孫鑰と考功郎中趙南星であつた。吏部郎中顧憲成も亦たこの勤務評定にあづかつて大いに力があつた。孫鑰、字は文中、號は立峯、餘姚の人である。陸光祖のあとを繼いで吏部尙書となつたのであるが、彼になつて吏部の權限は一層強化された。彼は陸光祖以上に大學士との對等性を主張し、大學士に道を譲らなかつたのはむろんのこと、人事についても一切内閣に「請教」しようとしなかつた。さきの廷推をめぐる議論でも、廷推は「人を朝に爵するに衆と之を共にする」ことであるとして人事の公開性と合議制を主張して史孟麟らと全く同じ立場に立っている。

この年度の京察に當つても、彼は趙南星と共に一切の内閣の干涉を拒否した。そして當時の「公論に豫らざる者」すべ

てを處分の對象としたのだが、そのなかには、孫籙自身の甥や趙南星の姻戚も入っていて頗る公平なものであったという。この時、同時に内閣派の人物も當然、その對象となった。例えば内閣におもねり、その奴僕と宮中で出會つてさえわざわざ御機嫌をとりについて伍袁萃に面罵された蘇鄴、定陵造營の際の中間搾取を「同郷の政府」つまり申時行に責いで「相國の行厨べんちう」と綽名された徐泰時、さきの董份存問を推進した蔡系周、内閣の指示に従つて饒伸を彈劾した胡汝寧、申時行・王錫爵の姻戚で科擧に不正を行なおうとした王肯堂など。

これに對して内閣の側は報復人事として拾遺の際に三人を處分の對象として指名したが、吏部の側はこれに抵抗し、二人についてはこれに應じようとしなかった。

これに對して王錫爵は、吏部の「專權結黨」を責める上諭を票擬し、その結果、孫籙は奪俸、趙南星は、降三級の處分を受けた。この時、王汝訓、魏允貞、曾乾亨、于孔兼、陳泰來、顧允成、張納陞、賈嚴、薛敷教らがいずれも處分の不當性を説いて左遷されている。

この年の秋、行人司行人高攀龍も亦た王錫爵と對立して左遷され、翌二十二年秋、顧憲成も、閣臣の會推に當つて王家屏を推薦して神宗と對立し削籍の處分を受けた。政府を批判してきた側からいえば「善類は擯斥せられて幾んど一空に至る」という事態となつたのである。

吏部尙書孫籙が處分に抗議して辭職を願ひ出た時、この上奏「感恩惶悚循職披忠懇祈聖明特賜照察并乞休致以安愚分事疏」を代作したのが、顧憲成であつた。彼は「專權」と「結黨」という非難に對して次のように反論している。

夫れ權なる者は人主の操柄なり。人臣の司どる所は之を職掌という。吏部は用人を以て職となす。進退去留は一切これに屬す。然れども必らず擬議上請して旨を奉じて而る後に行なう。則ち所謂る權なる者は固より自から在るなり。人臣の得て専らにすべきには非ざるなり。是の故に職は分任を主とし、權は總べざる所なし。權は獨斷を主とすれば

職或いは伸びざる所あり。君臣の分は是に於いてあり。蓋しその際は嚴なり。

このように願憲成は、君主の權と吏部の職とを嚴重に區別する。權は君主の掌握すべきものであり、職掌は人臣、具體的には六部の分擔して執行すべきものである。そして君主權を優位におきはするのだが、そのことは君主の決定を吏部が執行することを意味するのではない。さきの六部の決定權をめぐつての議論をふまえて考えるならば、職掌にかかわる最終決定權はあくまでも六部にあるわけで、君主はこれを認證し、その執行に權威を附與するにすぎぬ。これが君主權の行使であつて、この君主に於いて、六部が分管した所の職掌は統一せられる。同時に六部が君主權に直接することによって、行政に對する内閣の干涉は排除されるのである。

つぎに「結黨」については次のように反論する。

夫れ銓曹は重地なり。其の人に非ざれば當に居るべからず。かの黨の一字の如きは、漢・唐・宋の傾覆の原、みな此れに在り。臣ただに口言うに忍びず、目見るに忍びざるのみならず、抑々且つ耳聞くに忍びざるなり……凡そ科道の論効は部に下して覆議すれば、自から去留あり。即ち外計の拾遺も亦た然り。今、二部臣（三人のうち二人虞淳熙・楊于廷）を議留せるを以て結黨となせば則ち往くとして黨に非ざるはなし。……昔の專權結黨は亦た往々之れ有るも並えて銓曹には非らず。……即ち專權結黨を以て嫌となし、畏縮消沮し、自救、暇あらざれば則ち銓曹の輕きこと、臣より始まる。亦た臣の大罪なり。臣、衰病、日ごとに侵く、任使、效さず、徒らに身を潔うして去るも、專權結黨の説、終に世に明らかならざれば來者且つ臣を以て戒しめとなさん。又た臣の大罪なり。……

もし、拾遺の指彈を拒み、二人を處分しなかつたことを以て黨派を組むものといわれるならば、すべてのものを黨とよばざるを得なくなる。吏部の決定は正當であつて決して黨派を組むものでないことを主張しているのである。君子は黨を組むものでないとする意識がそこに働らいていたことは明らかである。たしかに漢の黨錮以來、黨争はしばしば國家を滅

亡に導いたのであって「黨」は歴史的に否定的な價值しか持たなかった。しかし否定的價值しか持たなかった所の「黨」の名を拒否したことは、かえって反内閣派人士の結束の正當性を承認する道を開くことにはならなかったであろうか。

果してこのときたてまつった史孟麟の「感時憎病不能趨命供職疏」(『疏鈔』二一)は次のように主張している。

黨の一字は則ち前代の奸邪の君子を害するの名にして……聖世の宜しく言うべき所に非らず。今日、閣臣の宜しく有るべき所に非らず。必らずもし同道の朋をして黨となせば則ち觸忤相同じくして意見相合すること臣と(趙)南星に如くはなし。必らず朝廷の公黨を去りて輔臣の私黨を成さんと欲すれば則ち南星既に斥けらるれば臣も亦た獨り留まるを得ず。

このように、史孟麟は、黨というのは、君子を妨碍するために使われる言葉であって、道を同じくする朋友は決して黨ではないと考える。道を同じくする朋友が、黨であるとするならば、そのような黨は認めてもよいということが、論理上當然起ってくるであろう。果して彼は「輔臣の私黨」に對して自らを「朝廷の公黨」として位置づけているのである。「公黨」ならば黨であつてよいとするならば、何を以て「公黨」と稱し得るのか。結論を先取りして言うならば、それは「天下の公」によって結束したものであるからだ。これをかりに「道」という言葉によっておきかえてみるならば、それは「同道の朋」であつて「朋」は「黨」ともよびうるであろう。「朋」であるか「黨」であるかは、名稱の問題であるにすぎない。彼らは歴史の手垢にまみれた「黨」という名稱を拒んでいるのであつて事實上「公黨」としての「黨」を承認しているといつてもよいだろう。

「朋」か「黨」か。まず「朋」について考えよう。東林書院に設立された麗澤堂の麗澤の由來が、この「朋」についても明快に語ってくれるであろう。これについて語るのは「麗澤衍」である。

麗澤は『易』の兌の卦に出る言葉で「麗らなる澤は兌なり」といい、又た「兌は説なり」という。兌の卦三三は三三澤

が二つ連らなっている様を示している。二つの澤が相連らなり、水脈が相通じあうならば、それらは「生理津津」として水に溢れるであろう。それは大きな「説」である。

君子は其の象を觀て朋友を以て講習す。講は研窮討論の功夫なり。習は持循佩服の功夫なり。曾子、文を以て友を會すと曰うは講を言うなり。友を以て仁を輔く（と曰う）は習を言うなり。朋友講習し、互相に滋益し、生理津津として説道あり。此れ人心本然の兌は恰かも造化と同一符するなり。請う、其の説を衍かん。古えより門戸を閉關して獨り自ら做るの聖賢なく、古えより聖賢の未だ群れを離れ類を絶ちて孤立與なきの學問なし。然る所以の者は何ぞや。這の道理は極めて精、極めて細なるの物事、須らく大家の商量を用いて方めて下手すべし。這の學問は極めて重く極めて大なる勾當にして須らく大家の幫扶を用いて方めて下手すべし。

このように道理を追求し、學問を完成する爲には、人びとは決して孤立して書齋裡にそれをするのではなく、衆大勢が相い集つて相互に討論し、相互に裨益しあつてするのでなければならぬ。「衆論」というのは、このような討論のなかで形成されるものである。それ故にこそ、彼らは東林書院を設立し、同志的な結合を深め、また各地の書院をも聯合して朋友という横の連携を廣めていったのである。それでは、朋友關係を結ぶのは、君子のみであろうか。かつて歐陽脩はその朋黨論（『歐陽文忠公集』一七）においてこの問題を論じた。

朋黨の説は古えより之れ有り。……凡そ君子と君子とは同道を以て朋を爲し、小人と小人とは同利を以て朋を爲す。

此れ自然の理なり。然れども臣謂えらく、小人は朋なし。惟だ君子のみ之れありと。その故は何ぞや。小人の好む所は祿利なり。貪る所は財貨なり。其の同利の時に當りて、暫く相い黨引して以て朋を爲すは僞なり。其の利を見るに及んで先を争い、或いは利盡くるに「及んで」交々疎なれば則ち反つて相い賊害す……故に臣謂えらく、小人は朋なしと。歐陽脩はこのように、小人は利を以て一時的に集つたもの、それを朋とはよぶことができぬとして、「小人は朋なし」

と斷じた。

これに對して「小人も亦た朋あり」として、それに對抗するために君子も亦た、朋黨を積極的に組織すべきことを主張したのが、高攀龍である。その「朋黨說」(『高子未刻稿』)は歐陽修の「朋黨論」に反論して以下のようにいう。

歐陽脩の朋黨論はたしかにすぐれた議論ではあるが、「小人は朋なし。惟だ君子のみ之れあり」とするのは不十分な言方である。堯舜の時代、九官は「朋」を組んだが、四凶(共工、驩兜、三苗、鯀)も亦た「朋」を組んだ。したがって小人の「朋」も亦た有史以來存在するものである。「利」がなくなれば忽ち「朋」を解散する、という點に氣をとられて小人は「朋」を組まぬなどといつてはいけない。君子を攻撃の目標とする彼らの結束の固さにこそ注目すべきである。

或るひと曰く、君子は朋をなし、小人は黨をなすと。亦た然らざるなり。(『尙書』)「洪範」に「淫朋」と曰わざるや。黨には「偏黨」の黨(『洪範』に「無偏無黨」としてこの言葉がみえる)あり。黨類の黨あり。偏黨の黨は「君子、黨せず」(『論語』述而)の黨なり。黨類の黨は「人の過ちは各々其の黨に于いてす」(『論語』里仁)の黨なり。偏黨の黨はあるべからず。黨類の黨は無かるべからず。君子の相い與にするや、其の大節を取り、其の小疵を掩い、未俗の雷同を破り、必察の獨見を持す。小人は君子を以て偏黨となすも豈に偏黨ならんや。君子・小人の相ともに朋黨をなせるや陰陽の如く然り。

このように彼は、君子の朋、小人の黨という考え方をも却けた。小人も朋を組み、君子も黨を組む。「朋」と「黨」は實體においてそれほどの區別はないのであって、朋黨自体はけっして有害なるものではない。偏黨の黨は附和雷同の朋黨こそ排すべきだが、「必察の獨見」を持し、君子の範疇を以て集った所の黨類の黨は積極的に組織すべきものであるとしたのである。それでは、古來、朋黨の故を以て王朝が亡びたのは何ゆえか。

人主、臣下の朋黨を惡むにより、小人は之に乗じて遂に君子を指して朋黨となし、盡く之を逐う。小人たる者は君子

の指して朋黨となすを畏れず其の黨を盛にして以て君子を逐う。君子たる者は、惟だ小人の目して朋黨となさんことを恐れ、其の黨を疎にして以て小人を避く。君子の勢、益々孤にして小人の焰、日ごとに熾なり。君子のたちどころに盡きし所以なり。朋黨、以て國を亡ぼすとは此を以てなり。

君子が小人の非難を恐れて朋黨を解散してしまつたことに亡國の原因があつたとするならば、君子はむしろ小人に對抗して積極的に朋黨を組まなければならぬ。「君子が大臣となり」、政權を握ることによつて始めて天下は治まるのである。朋黨を組織する場合、小人のなかでも凡庸なる人物は、『易』にいう所の「泰」の「包荒」つまり包容力をもつてむしろ積極的に黨内に吸収してゆくことによつて、黨の擴大をはかるべきである。これに對して奸惡なる人物は同じく『易』の「夬」の「惕號」つまり十全なる警戒心を以て排除し、君子の黨の純潔性をはかるべきである。

君子の黨、盛にして、小人の黨、散ず。天下の治まるは君子の黨に治まり、黨の有無を論ずるには非らず。此の道、明らかならずして君子反つて黨を爲すを相戒しむ。悲しきかな。

高攀龍はこのように述べて、むしろ「朋黨」を積極的に肯定した。朝廷・内閣が、かりに「專權結黨」を責めたとしてもそれを恐れてはならないのである。

高攀龍のこのような考え方は、恐らく東林派の人びとに共通するものであつた。たとえば丁元薦の「士風」(『尊拙堂文集』⁸⁶二)にも同様の主張がある。彼はこのなかで次のように述べている。

小人の君子を去らんと欲するや、其の名に難ければ、必らず指して黨と爲す。衆君子を去らんと欲して一網に難ければ必らず冒すに黨を以てし、甚だしくは國を空しゅうして之を逐うに至る。公正にして發憤する者は曾って一張喙を得ず。一たび喙を張れば又た指して其の黨と爲す。天下を治むる者は其の黨を去るに急にして陰かに小人の術に墮せんよりは、君子・小人を分別して疑うなく貳うなく、急ぎ之を進退せしむるにしかず。……天地の間に陰陽あれば必

らず善悪あり。善悪あれば必らず君子・小人あり。君子・小人あれば必らず君子・小人の黨あり。「君子は黨せざる」も道と同じゅうする者は合せざる能わざるなり。

このように考ふる丁元薦は、勢・情・利を以てする所の黨を「私交」として却けた。勢とは科擧における座師、門生などの關係を以てするもの、情とは、同年同門、あるいは同郷を以てするもの、利とは金品の授受を以てするものである。道を同じくする君子の黨は、何ら小人の非難を恐れる必要のないものである。「天下萬世の公議」がその黨の正當性を證明するであろう。

もう一人、『邸鈔』の編者錢一本の主張をみておこう。『黽記』三に次の如くにいう。

後世の小人は、動もすれば黨の字を以て君子を傾け人國を傾く。小人、群を成して君子を孤立せしめんと欲するのみ。或いは名は君子たれば其の意を孤行するを好み、黨を以て自ら命づくる者少し。其の小人の毒に中れるや久し。

これまた、高攀龍・丁元薦とほぼ同様なる主張である。『黽記』のこの條が書かれたのは戊申すなわち萬曆三十六年であつて、『疏鈔』の編纂とはほぼ同時期である。「專權」と「結黨」を以て孫鑑・趙南星らが處分され、その後、相次いで下野せしめられた東林派の人びとが行きついたのは、むしろこのような積極的な朋黨の肯定であつた。それは道徳や學術を媒介とする朋友の結合を越えた、一種の政治結社とでもいふべきものであり、やがて政治變革の主體となるべきものであつたであろう。

む す び

顧憲成は『萬曆疏鈔』の序文のなかで言路という觀點から萬曆三十有餘年の歴史を次のようにふりかえっている。

さかのぼるに丁丑綱常の諸疏は、政府が史館に送るを欲せず、遂に怒りを執簡しつぽんの諸君に遷す。嗣いで愈々出でて愈々巧みなり。率ね留中に假りて其の跡を泯らまし、言う者を以て他事もて罪を獲しめ、言を以て罪を獲しめず。邇年に至りては且つ邸報すらも併せて之を禁じたり。

萬曆五年（丁丑）、綱常の諸疏とは張居正奪情に抗議したものの、これらの奏疏は、張居正がこれを史館に送って後世彼が批判の対象となることを欲しなかったことは、すでに論文(2)において述べた。同十年壬午、張居正の死によって状況に變化は生じたものの、やがて起ってくる國本論をめぐっての對立のなかで、朝廷・内閣に對する批判の奏疏は留中せられて、うやむやのうちに葬り去られたことは本稿において詳しく述べた通りである。礦税をめぐっての奏疏はまったく高閣に束ねられたまま、その批判に耳を貸そうとさえしない。近來、邸報すらも禁じられて言論はその發表の場を失なつた。史館に送るべき上疏を湮滅しようとしたことについては張居正が、國本の諸疏を留中したことについては申時行が、さらにその後の政治については、張位・沈一貫が、言論を抑壓したことの責任を追及さるべきであろう。このような言論の抑壓こそ國家を大亂に導くべきものである。

國家の患は、壅より大なるはなし。壅なる者は上・下各々判るるの象なり。この故に大臣は祿を持して肯えて言わず、小臣は罪を畏れて肯えて言わざれば、則ち壅、下に在り。幸いにして肯えて言わざる者、肯えて言う。肯えて言わざる者、肯えて言うもついに乃ち格きやくげられて報ぜられざれば、則ち壅、上に在り。壅、下に在れば、則ち上、孤こし、壅、上に在れば、下、孤こす。この二者はみな大亂の道なり。

すなわち、上（君主）の側からであるにせよ、下（臣下）の側からであるにせよ、言論が妨げられて發揮されなければ、言路はふさがって政治は腐敗し、天下大亂の原因となる。その責任は今、下にではなく、上、君主の側にある。

今や天子が、誠實さと聰明さとを以て「天下の理」を推し堯舜の如き君主とならねばならない時である。これを補佐す

るのが重臣である。權力を恣意的に行使するのは權臣であつて、重臣は「天下の理」に責任をもたねばならぬ。さらにこれについて特殊な責任をもつものとして言官がある。

言官に至りては天下の是非を操る。天下もまた言官の是非を操つる。蓋し言の慎まざるべきこと此の如きなり。願わくは是を以て臺省（言官）の爲に天下に信ぜられる所以の者に獻じ求めん。

言官というのは「天下の是非」を操つて天下の輿論に指導性をもつものであるが、その言官の言論も亦た「天下」に「操」られるわけで「天下」の輿論は言官の言論をも規定すべきものとしてある。「天下」こそ最終的な決定權をもつべきものである。

すでに述べてきたように言官は本來一定の獨立した監察權をもつものであつたが、しかしそれとても君主權の枠を出るものではなかつた。むしろ君主權を最も安泰ならしめるためにこそ言論が求められていたのであつて、そのためにはかえつて一定の獨立性を保障しなければならなかつた。君主に媚を賣る言論のみであつたとすれば、かえつて君主權を危険ならしめるものであることを彼らは知つていたのである。

これに對して東林派の人びとは、言官の言論を君主權の枠から開放した。そればかりではなく、言官の言論は「天下」によつて規定されるべきものとさえ考へた。君主は「天下の公」「天下の理」の實現者であり、重臣は、このような存在としての君主を補佐すべきものであつた。そして言官は天下の輿論を政治に反映させてゆく責任をもつとともに、「天下の公」「天下の理」に照らして政治を監察し、君主を批判してゆくべきものであつた。彼らは言官の言論の自由を保證するために監察權の獨立を強く要求するとともに、言官以外にも言論の範圍を広げることによつて言論のパイプを出来るだけ廣く擴張してゆこうとした。これが彼らの主張する「言路を開く」ということの内容であつた。

はるかに時代はさがるが、孫文はその『三民主義』の民權主義⁹⁹において、司法權・立法權・行政權の三權に加えて考試

權と監察權の五權を主張し、その理由を以下の如くに述べている。

この二權（すなわち考試權と監察權）はどこから來ているのか。この二權は中國に固有のものである。中國では、昔、考試と監察の獨立という制度をとつてきて非常によい成果をあげてきた。滿清の御史、唐の諫議大夫は非常によい監察制度である。この制度を執行する大權がつまり監察權であつて、監察權とはつまり彈劾權である。外國にも現在このような權があるが、それは立法機關のなかにおかれていて獨立の治權としてあるのではない。……昔の中國の政府の狀況については、司法・立法・行政の三權は皇帝に掌握されているが、その他の監察權と考試權とは獨立したもので、中國の政府は従前から三權分立であり外國の專制政府とは大いにちがっていたのだといえよう。従前、外國の專制政府の時代にはいかなる權限をも皇帝一人に獨占せられていた。中國は專制政府の時代にも、考試權と監察權は皇帝に獨占せられていなかった。したがつて政府の大權を分けてみれば、外國は三權分立であり、中國も（君權・考試權・監察權の）三權分立であつたといえよう。中國はこれまで、君權・考試權・監察權の分立を何千年もおこなつてきたのであるが、外國は立法權・司法權・行政權の分立を行なうようになって百餘年であるにすぎぬ。……我々は今、中外の精華を集め一切の流弊を防止しようとすれば、外國の行政權・立法權・司法權に、中國の考試權と監察權を加えて完全なものにし、五權分立の政府をつくるべきである。このような政府であつてこそ世界の最も完全な、最も良善な政府となるであろう。國家にこのような純良な政府があつてこそ、人民の、人民による、人民の爲の國家となりうるだろう。

中國前近代の政府が、果して君主權・考試權・監察權の三權分立の政府であつたかどうか、そこには孫文獨特の樂天的なものが見方があつて大いに問題となる所であるが、今はそのことの是非を問ふ必要はあるまい。問題は、孫文が、新しい共和國の政治體制として考へた五權分立の政府、とくにそのうちの監察權の獨立につながつてゆくような構想を、東

林派の人びとが持っていたことであろう。もちろん東林派の場合は、君主権を當然の前提としているわけで、その点は孫文と根本的に異なるのだが、監察権の發動を通じて政府を監察しようとする點に於いて、兩者は共通するものを持っている。そしてさらにいうならば、「天下の公」「天下の理」とそれに基く政策を實現しようとするような、新しい政治體制の模索が始まっているといつてもよいであろう。君主権を制限する方向に於いてである。

だが、明王朝の體制の下で、言路の獨立と擴張を求めるとは、必ずしも有效ではなかった。李懋楡のいうように、言路必らずしも「智者」のみではなく、しばしば當路の「鷹犬」となるものさえあらわれた。これを阻むためには、言路が、言路以外にも廣く開放されていることが必要だったのだが、言路の外から發言しようとした人びとはしばしば左遷され、また下野せしめられた。

こうしたなかでお且つ政策の變更を要求し、「天下の公」「天下の理」の實現を追求してゆくとすれば、言論によってではなく、言論を力に變えていかなければならなかった。これが朋黨である。この朋黨はもはや過去の同郷を以てする集團でもなければ、座主・門主の關係を以てする私的な結合でもあり得なかった。「天下の公」「天下の理」を以てする「公黨」こそ、君子の組むべきものであった。しかもこの場合の「天下の公」「天下の理」とはけっして抽象的なそれではない。「邸鈔」や『疏鈔』に収録された上疏は夫々具體的な政治をめぐって、具體的な政策を打出している。それらの上疏は、時に隱「匿」され、時に「留中」され、時に亦た邸鈔への轉載を禁ぜられたものであった。彼らはそれらの言論をあらためて編集し、ひろく在朝・在野の士によびかけることによって同志的結合をひろげようとしたのであって、その意味では、それらは一種の政治的プロパガンダの書であったといつてよい。つまり彼らは、本來言路を通じて政治に反映すべきであった言論を鼓吹することを通じて、「朋黨」を擴大していこうとしたのである。顧憲成らがこの編集に關與したのはそのためである。彼らにとって言論と朋黨とはそのようなものとしてあった。

さいごに附加しておかなければならないことがある。本稿が主として対象としたのは、萬曆十年代から二十年代初期の政治過程であったために礦稅の使の派遣とともに激發した民變の問題に全くふれていない。民變の激發こそは、顧憲成が『疏鈔』の序文に於いて述べたように、「言路」が「壅塞がれ」て、王朝權力に齒止めがかからなかったが故に生じた天下の「大亂」であり、民衆が直接行動を以てした所の政治に對する異議申立てであるといつてもよいであろう。民衆は、東林派とは全く異つた方法で異議申立てに立上つたのである。この民變についての東林派の見方や關與の仕方は、東林派が言路を通じて主張しようとした「天下の公」「天下の理」の「天下」なるもの内容、あるいは階級性を考えてゆく上で極めて重要だと思われる。さきの萬曆三大征をめぐる對外政策とともに、萬曆二十年代の政治過程を考えてゆくなかであらためて考察したいと思つてゐる。

注

- (1) 高一涵『中國御史制度的沿革』(一九三三)。徐式圭『中國監察史略』(一九二七)參照。
- (2) 明代の監察制度については、趙翼『二十二史劄記』三五「明言路習氣先後不同。于登「明代監察制度概述」(金陵學報)六一二、張治安「明代六科之研究」(國立政治大學學報)三二。李德福「明代言官」(社會科學)一九八二年三期。閻野濤龍「明代都察院の成立について」(史林)四三二、同「明代監察制度序説」(史窓)二〇〇參照。李德福は、明代の言官について、明一代の言官をごく大ざっぱに概論したのち、次のように結論している。「明代言官往往一方面是君主專制的催化劑、是君主集權化的主要扮演者、同時也是君主專制的犧牲品、這正封建時代言官的悲劇所在」。
- (3) 『萬曆野獲編』一一「太宰掎吏科」閩部堂之至各科。科臣垂簾居內。部臣向內揖。科臣簾內答之。畫本畢。再揖而行。兩人不相面也。統均之地。折腰于七品小臣。似褻威重。竊以爲不赴亦可。
- (4) 同右。「吏兵二部大選」。凡雙月吏部大選。則吏部堂官率選司官入內銓除。吏科都給事中同入。看打選官印子。掛榜登簿。以待總繳入內。雖大權不得干預。亦寓監制微意焉。是日例賜酒飯於內。則吏部尙書上坐都給事下席。此在掖垣之體。已自尊重。
- (5) 本稿二八一ページ參照。
- (6) 朱國楨『湧幢小品』一〇。「改翰林」。大臣子弟爲科道者。例應同避得改翰林。嘉靖中。御史胡效臣以父璉任都御史。當改授翰林。
- (7) 『明史』二三三 姜應麟傳。『神宗實錄』一七二 萬曆十四年二月癸酉。
- (8) 『神宗實錄』一七一 萬曆十四年二月甲戌。
- (9) 『明史』二二四 孫如法傳。『神宗實錄』一七一 萬曆十四年二月甲申。
- (10) 『明史』二三四 李懋槍傳。『神宗實錄』一七二 萬曆十四年三月癸卯。
- (11) 夏燮『明通鑑』六八 萬曆十四年三月癸卯。『神宗實錄』はこの詔の内容にふれず、これ以後「諸疏皆留中不下」と述べるのみである。

- (12) 廷試制科『小辨齋偶存』(一)
- (13) 同右。『顧允成談語』讀卷官大理寺卿何源。見臣所對。驗於衆曰。此生之言何爲。便堪鎖榜矣。大學士王錫爵取閱之。稍易置三甲二百十三名。雖然臣之心獨自傷其不達於皇上也。假令達於皇上。雖復擯斥。臣所不憾。矧鎖榜乎。
- (14) 『邸鈔』萬曆十四年七月。『神宗實錄』一七六。萬曆十四年七月乙卯。前掲小野論文(2)。
- (15) 同。右(2)。
- (16) 『明史』二四三。趙南星傳。張居正寢疾。朝士群禱。(趙)南星與顧憲成・姜士昌戒弗往。
- (17) 『明史』二三四。李沂傳。沂拜官甫一月。上疏曰。……帝獨手沂疏。震怒。謂沂欲爲馮保張居正報讐。立下詔獄嚴鞫。時行等乞宥。不從。獻上。詔廷杖六十。斥爲民。御批至閣。時行等留御批。中使不可。持去……時行等上疏。俱詣會極門候進止。帝言「沂置貪吏不言。而獨謂朕貪。謗誣君父。罪不可宥」。竟杖之。
- (18) 李沂「惡黨就擒元兇未珍亟賜重處疏」(『疏鈔』二〇)
- (19) 『明史』二三四。李沂傳。大學士申時行等力救。且封還御批。不報。
- (20) たとえば管志道「乞稽祖制以恢聖治疏」(『疏鈔』一)。前掲小野論文(2)
- (21) 前掲小野論文(1)三八ページ。
- (22) 顧允成の「酒色財氣四吟」(『小辨齋偶存』八)はあきらかにこれを支持する立場を示したものである。
- (23) 『神宗實錄』二一九。萬曆十八年正月甲辰。
- (24) 『明通鑑』萬曆十八年正月甲辰。
- (25) 『明史』二三一。薛敷教傳。以下の問題については『邸鈔』十七年七月參照。
- (26) 『皇明文海』一八一二。高攀龍「光州學正薛公以身募誌銘」(薛敷教每從方山(薛應旂)先生闕邸報。有不平目眦欲裂。顧叔時(顧憲成)、季時(顧允成)兩先生問業。先生呼以身謂。此東南瑯物。若與締兄弟

- (27) 『明儒學案』六〇。東林學案三。薛敷教。
- (28) 『萬曆邸鈔』萬曆十七年。詹仰庇題。
- (29) 注(27)高攀龍墓誌銘參照。是年余以憂歸。以身(薛敷教)以言事歸。兩家相距不五十里。旬日不見輒相念。
- (30) 『明儒學案』三五。耿定向
- (31) 『神宗實錄』二二八。萬曆一八年一〇月甲午。
- (32) 同右。同年同月丙申。
- (33) 『神宗實錄』二三四。萬曆一八年閏三月己卯。
- (34) 羅大紘「險臣私揭欺君蓄心叵測疏」(『疏鈔』一八)
- (35) 『明史』二二三。黃正賓傳。
- (36) 黃宗羲「明儒學案」二三。江右學案八『明史』二二三。羅大紘傳。
- (37) 鍾羽正「乞有言官安輔臣疏」(『疏鈔』一五)
- (38) 青木富太郎『萬里の長城』(一九七二。近藤出版社)參照。
- (39) 『邸鈔』萬曆一八年。
- (40) 『明史』二三〇。萬國欽傳。
- (41) 『明史』二三六。丁元薦傳。
- (42) 『明史』二二三。張棟傳及び『崑新兩縣續修合志』二三。列傳二張棟。小野前掲論文(2)なお『明史』によれば彼は吳中の白糧の輸送をめぐっても申時行・王錫爵と對立している。吳中白糧爲累。民承役輒破家。棟請令出贖助漕舟附載。申時行・王錫爵緝其議。棟遂移疾歸。
- (43) しかし張棟は結局東林の講學には参加しなかった。この間の事情を『崑新兩縣續修合志』は次のように傳えている。時無錫有講學之會。以強請再三往赴。比泊舟。望見邑宰供具。卽返棹不再往。所遇臺吏長吏。無不敬禮。利弊興革。必往咨焉。
- (44) 李培「權奸植黨運敵欺君疏」(『疏鈔』一八)
- (45) これについていざれ論じたいと考えているが、ここでは曾偉芳「倭報欲去屬國未復就復欺貢非策留兵宜慎疏」(『疏鈔』四三)をあげておき

たい。

(47) 同氏『山西商人の研究』(一九七二 同朋舎) 第一章 北邊における軍事的消費地帯の經濟構造。

(48) 趙翼『二十二史劄記』三四 將帥家丁。鈴木正『明代家丁考』(『史觀』三七) 參照。

(49) 『疏鈔』一 陳于陞「披陳時政之要乞採納以光治理疏」。初止各鎮主客兵。今則增河班軍・添募標兵・家丁之類。名色紛沓矣。この點を指摘したものとては、例えば胡克儉「邊臣禦虜不實朝臣謀國不虛疏」(『疏鈔』四〇) があり、以下の如く述べている。

臣謂。近日邊事固壞于邊臣之欺蔽。亦壞于輔臣之詞停。若大學士王錫爵本醇然不瀆。但常以至誠之心而聽欺方之說。每墮小人之術。尙不知曰。從來殺虜。在所不免。此亦自是偏護處。成梁揚言曰。太倉王恩府說。渠在位一日。我父子安心做一日總兵。此言如無。是成梁假虎威以嚇衆。固爲可惡。如有之。是錫爵爲其所欺而不知也。

(50) 『邸鈔』萬曆十八年六月。

(51) この董氏をめぐる問題については汪日楨『南嶠鎮志』二三志餘が最も詳しく以上の敘述にはこれを參考にした。

(52) 董嗣成には『董禮部尺牘』上下(『吳興叢書』所收) があり、この事件に論及する所多い。

(53) 『邸鈔』萬曆二十二年一月。

(54) 但し『禮記』王制の原文は「爵人於朝與士共之」である。別に同「與衆共財」があり、二つの文が混同されたのであろう。

(55) 孫承澤『春明夢餘錄』二三 閣臣宜推。

(56) 同右。

(57) 『萬曆野獲編』九「宰相朝房體制」本朝既不設宰相。亦無政事堂。凡爲閣臣者。但以朝房爲通謁之所。然署名翰林院。初非曹省公署也。向來庶僚見朝房者。有所請質。大半多立談。至吾鄉陸莊簡光祖爲卿寺時。江陵公當國。氣蓋群公。與客立談。不數言即遽行。陸至揖罷便進曰。

今日有公事當詳議。須一席待坐。方可盡其愚。不然且告退。從此不復

敢望清光。張幟其氣。姑命坐接對。自此循以爲例。即庶僚亦得隅坐矣。

(58) 同右。「冢幸避內閣」自來六卿皆避內閣。惟太宰則否。自分宜(嚴嵩)勢張。冢幸亦引避。遂爲故事。陸平湖始改正之。然豫囑與夫。宛轉迂道。不命與內閣相值。以故終其任。閣部無爭禮之嫌。

(59) 同右。「閣部重輕」相權之重。本朝罕儷。部臣拱手受成。比於威君嚴父及有加焉。……陸平湖故與揆地相知。時王太倉繼當國。臥籍未至。尤陸心膺石交。而暫攝政府者爲王山陰(家屏)。與陸傾蓋相善。銓政幾還舊觀。

(60) 『邸鈔』萬曆二十年九月。

(61) 同右。萬曆二十年九月 大學士趙志臯題。

(62) 同右。十月 大學士張位陳言國是。

(63) 同右。

(64) 『明史』二三一 張納陞傳。東林書院之會。納陞與焉。又與同邑史孟麟・吳正志爲麗澤大會。東南人士爭赴之。

(65) 顧憲成「明故禮部儀制司主事欽降南陽府鄧州判官文石張君墓誌銘」(『皇明文海』一八一—二九)

(66) 其大選賜酒飯。宴房坐次。距臣爲郎時幾三十年矣。臣彼時即見。本部堂上官正坐。科臣前席僉坐。由來已久。不始于陳三讓。

(67) 李獻可「儲教宜預乞端國本以慰人心疏」(『疏鈔』三)

(68) 敘弘緒「乞收回成命釋群疑疏」(『疏鈔』一五)。

(69) 孟養浩「定大計有言官以安宗社疏」(『疏鈔』一五)

(70) 『明通鑑』萬曆二十二年一月。

(71) 顧憲成「建儲重典國本攸關不宜有待疏」(『疏鈔』三)

(72) 顧允成「恭請册立皇太子疏」(『小辨齋偶存』二)

(73) 張納陞「乞遵實訓以重宗社大計疏」(『疏鈔』三)

(74) 于孔兼「建儲有旨乞前旨以安人心疏」(『疏鈔』三)

(75) 上婁江王相國書(『涇臯藏稿』二)

(76) 『明史』二二四。孫鑑傳。

(77) 文秉「定陵註略」三 癸巳大計。

蘇鄮巡按雲南。論劾李材。殺良冒功。或云。以是被察。而實不然。鄮一日蚤朝畢。遇政府奴於朝房。趨而揖之。爲兵部伍袁察所面斥。則其人可知矣。徐泰時卽前以金盃贖江陵碎中者。官工部管理陵工。交結內璫。乾沒金錢百萬。又專供同鄉政府祭酒。都中有相國行廚之號。蔡系周巡按浙江。疏請存問董份。爲同官萬國欽所駁。胡汝寧逢迎政府意。疏參饒伸。……王肯堂……饒伸之受杖也。都中喧傳。太倉怒甚。肯堂在旁憇憇重處。以此大犯公議。……肯堂廷對時。吳縣太倉預爲圖鼎甲計密訂陛下。以下略。

- (78) 『明史』二四三 趙南星傳。二二四 孫鑰傳。
- (79) 陳泰來「京察大公乞洞察以正人心疏」『疏鈔』六
- (80) 張納陛「邪官巧迎當路陰中受事銓臣疏」『疏鈔』六
- (81) 賈巖「銓臣秉公計吏大臣挾私中傷疏」『疏鈔』六
- (82) 高攀龍「君相同心惜才遠佞疏」『疏鈔』六
- (83) 『涇臯藏稿』一

- (84) 許獻等『東林書院志』三
- (85) 高攀龍のこの朋黨説は『高子遺書』のなかにはみえない。國立北平圖書館舊藏の『高子未刻稿』にみえるのみである。

- (86) 北京圖書館藏刊本。
- (87) 內閣文庫藏。

- (88) 注②李德福論文參照。

- (89) 同書民權主義 第六講 政權と治權のはたらき

- (90) このような監察權の獨立という考え方は必ずしも次の時代に受けつがれていったとはいえない。例えば黃宗羲の『明夷待訪錄』のなかにもこのような構想は入っていないのだが、それは、この時期の「言路の開通」という主張が現實の政治過程に於いては必ずしも有効でなかったということの反省から來ているのであろう。具體的な制度としてよりもむしろ理念として受けつがれていったというべきである。